

回答の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年5月8日 19:11

宛先:

添付ファイル: 130500 外務省意見への回答.jtd (44 KB)

外務省 様

お世話になっております。別添のとおり回答いたしますのでよろしくお願いいたします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[Redacted]

[Redacted]

Tel 03-5253-2111 (内線 [Redacted])

[Redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

外務省 担当者 殿

事務連絡
平成25年5月8日
内閣情報調査室

「外務省コメント」に対する回答について

標記について、貴省からの5月7日付け意見に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

(1) 第3条1項第3号を次のとおり修文

別表第3号に該当する事項であって、その漏えいが我が国の防衛、テロリズム防止等その他我が国の安全保障等~~その他の国の安全~~の確保に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

理由：「国の安全」との規定だけでは「安全保障等」の内容を的確に表すことが難しいため、ここは「安全保障等」との文言を使用し、別表により具体的な記述を盛り込むこととする。

(回答) 今回の当方修正案は、「安全保障等」の定義が何で、具体的に何が含まれるのかを整理すべきとの内閣法制局の指摘（平成25年4月10日及び25日）を踏まえ、当該文言を用いずに、公文書管理法第16条第1項第1号等の用例を参考として規定しているものである。したがって、今後、内閣法制局との協議を経て、「安全保障等」との文言を用いることとなる可能性は排除されないものの、現時点においては原案の通りとしたい。

(2) 第2号口を次のとおり修文

公共の安全と秩序を維持特定有害活動するため~~に~~関し収集した特定有害活動に関する情報であって、国際機関等又は外国の行政機関から得た情報その他の重要な情報

理由：第2号で指定できる特定有害活動(テロ、大量破壊兵器に係る取引等)に関する事項は、これまでどおり「公共安全と秩序の維持」のために収集するものに限られることを明確にするための修正。(特定有害活動についての情報は、第3号で読むべきもの(当省関連のもの)もあるため、第2号では、あくまで「公共安全と秩序の維持」のために収集するものに限られるべき。)また、「国際機関」を「国際機関等」に要修正(外務省組織令参照。他の部分の条文案についても同様の修正とする)。

(回答)

① 「公共安全と秩序を維持するため」「特定有害活動に関する」について
今回の当方修正案は、修正前の別表案第3号口に関して、「公共安全と秩序の維持に関し収集した」といった抽象的な文言は避けるべきとの内閣法制局の指摘(平成25年4月25日)を受けて修正したものであるが、貴省修正は、このような内閣法制局の指摘を踏まえたものとなっていない。また、下記(7)への回答の通り本号を修正した場合でも、本法案では、ある事項を秘密指定する行政機関を特定するような書き振りとはなっていないことから、特定有害活動に関して貴省関連で指定する必要があるれば、貴大臣が第3条第1項第2号及び別表第2号口に基づき指定することは可能である。したがって、原案の通りとしたい。

② 「国際機関等」について

外務省組織令第3条第33号においては「国際機関等」とは「国際連合その他の国際機関及び国際会議その他国際協調の枠組み」と規定されているところ、「国際会議その他国際協調の枠組み」から情報を得ることがあり得るのか、ご教示頂きたい。仮にないのであれば、本号において「国際会議その他国際協調の枠組み」を例示として追加する意義は乏しく、また、「国際会議その他国際協調の枠組み」から情報を得るとの表現は通常用いられないことから、原案の通りとしたい。

別表第3号イ又は口における「国際機関」についても、「国際会議その他国際協調の枠組み」と「交渉」又は「協力」を行うことがあり得るのか、ご教示頂きたい。仮にないのであれば、当該部分についても上記と同様の理由から、原案の通りとしたい。

なお、外務省設置法第4条においては、「外国政府との交渉」(同条第2号)についての規定はあるところ、「国際機関との交渉」についての規定

はないが、原案のとおり規定することについて、外務省設置法との関係で支障がないか御検討頂きたい。

(3) 第3号イ①及び②を次のとおり修文

- ①我が国の平和と独立並びに国民の生命、身体若しくは財産~~国及び国民の安全~~の確保
- ②我が国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護~~安全~~の確保について外国との間で生じている問題の解決

理由：「(国及び) 国民の安全」との規定だけでは、確保すべき内容を的確かつ十分に表していないため、上記のとおり、より具体的な規定とする。

(回答)

①について

今回の当方修正案は、前回内閣法制局に持ち込んだ資料（「安全保障等に関する外交について本法の対象とすべき事項(別表関係)」について、「国民の生命若しくは身体の保護」は抽象的であるので、「国の主権の維持」や「領域の保全」と同じぐらい重要なものに限定する趣旨から、国家として国民全体を守るというニュアンスが出る書き振りにする必要があるとの内閣法制局の指摘（平成25年4月25日）を受けて、武力攻撃事態法第1条の用例を参考として規定したものである。「国民の生命、身体若しくは財産」との貴省修正案は、「国民の生命、身体」との文言を引き続き用いている点、また、「財産」は「国民の生命若しくは身体の保護」と同様に重要なものであるとまではいえない点で、内閣法制局の指摘を踏まえたものとはなっていないことから、原案の通りとしたい。

②について

貴省修正案の通り修正したい。

(4) 第3号イ③を次のとおり修文

外国における武力紛争（①に重要な影響を与えるものに限る。以下同じ。）の発生の防止又は武力紛争の停止若しくはこれをその維持すること

理由：ここで念頭に置いている内容は「武力」紛争には限定されない。

(回答) 上記の通り、内閣法制局からは「安全保障等」の定義が何で、具体的に何が含まれるのかを整理すべきとの指摘を受けているところ、貴省修正案の理由のように仮に規定すべき事項が「武力」紛争に限定されないのであれば、武力紛争以外の何が含まれるのか具体的に明らかにした上で、それを適切に規定するような修正案でなければ、当方としては受け入れ難い。当方としては、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に重要な影響を与える紛争としては武力紛争以外に想定されるものはないと考えており、原案の通りとしたい。

(5) 第3号イ④を次のとおり修文

①に関連する条約その他の国際約束の締結の準備、締結、解釈及びその実施~~又は国際法規の確立若しくはその実施~~

理由：

ア 我が国の法令においては「確立された国際法規」とは慣習国際法を意味する。他方、「国際法規の確立」という用例は存在しない。さらに、国際法規（慣習国際法）の確立という概念は、究極的には国家実行、すなわち我が国の外交政策全てが含まれるものであることから、本法案において用いるのは不適當。

イ むしろ、今後形成される国際法をも含むという意味では、「条約その他の国際約束の締結の準備」という概念で読み込むとの整理を行った方が良い。また、「締結」と「解釈」も、実施するためには不可分にして一体の要素であるため、併せて盛り込む必要がある。

(回答) 貴省修正案の通り修正したい。

(6) 第3号二を次のとおり修文

外国における騒乱その他の緊急事態に際して邦人の生命、~~又は~~身体及び財産を保護するための計画又は研究

理由：上記(3)に合わせた変更。

(回答) 上記(3)の通り、貴省修正案は、「財産」は「国民の生命若しくは身体の保護」と同様に重要なものであるとまではいえない点で、内閣法制局の指摘を踏まえたものとはなっていないことから、原案のとおりとしたい。

(7) 第3号ホを次のとおり修文

イの①から④、ハ及びニからニまでに掲げるものに関し収集した情報であつて、条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報(第1号ロ又は第2号ロに掲げるものを除く。)

理由：今次内調案では「イの①から④に関する「交渉の内容」に関して収集した情報」が対象となってしまうため、これを「イの①から④に関して収集した情報」とする必要がある。また、ロについては我が国が策定した交渉若しくは協力の方針であり、これに関して収集した情報が国際約束等に基づき保護対象となることは想定されないため、除くこととする。

(回答) 貴省修正案の趣旨を踏まえ、以下の通り修正したい。

ホ イからニの①から④までに掲げるものに関し収集した情報であつて、条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報(第1号ロ又は第2号ロに掲げるものを除く。)

なお、本修正案では、貴省修正案から「ハ及びニ」を削除しているが、これは、「イの①から④までに掲げるものに関し収集した」とすれば「ハ及びニ」は特に規定する必要はないと考えられるためである(なお、貴省修正案の理由で、「ロについては(中略)交渉若しくは協力の方針であり、これに関して収集した情報が(中略)保護対象となることは想定されない」とあるが、ハも「方針」である点においてはロと同様であり、貴省修正案においてロのみ削除する理由はないのではないかと考えられる)。

(8) 第3条第1号～3号の総称を次のとおり修文

当方で検討した結果、以下のとおり修文する。

【第1号(自衛隊関係防衛に関する事項)】(自衛隊法別表第4に相当)

【第2号(公共の安全と秩序の維持に関するテロリズム防止等に関する事項)】

【第3号(外交に関する安全保障等に関する事項)】

(以上)

回答の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年5月9日 18:41

宛先:

添付ファイル: 250509防衛省への回答.jtd (27 KB)

防衛省 様

別添のとおり回答しますのでよろしくお願ひします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[Redacted]

[Redacted]

Tel 03-5253-2111 (内線 [Redacted])

[Redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

防衛省 担当者 殿

事務連絡
平成25年5月9日
内閣情報調査室

「防衛省意見等」に対する回答について

標記について、貴省からの5月8日付け意見に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 これまで、防衛省においては、米国その他関係国との協議等の情報を、自衛隊法別表第4第1号等の事項に該当するものとして、防衛秘密に指定した例がありますが、今回いただいた案を拝見すると、当該情報は、別表第1号（自衛隊法別表第4部分）と別表第3号の事項にも該当します（重なります）。

そこで、爾後、実務面での不都合（どちらの号を使って指定するのか等）を来たすことにならないよう、当省としましても、法制局との議論に積極的に参画させていただきたい。

なお、重なっていないとの御認識の場合は、その解釈をご教示いただきたい。

(回答)

内閣法制局との協議につき貴省担当者の同席を得て行うことは差し支えない。ただし、内閣法制局との協議日程等の事務的な調整に関しては必ずしも貴省の都合に沿えるものではないことについては了解頂きたい。

2 別表第1号の柱書「自衛隊関係事項」については、他の事項における柱書とのバランス等も考慮して、例えば「防衛関係事項」などに修正していただきたい。

(回答)

貴省修正案の趣旨を踏まえ、以下の通り修正したい。

【第1号（自衛隊関係防衛に関する事項）】（自衛隊法別表第4に相当）

平成25年5月14日

防衛省防衛政策局調査課
防衛省経理装備局装備政策課

秘密保全法制に関する質問に対する回答について

※①、②については、「ある時点での防秘の委託を受けている会社数」^{≒1}よりも、「防秘を取り扱わせることができる会社数」^{≒2}とした方が広くより実態に即していると考えられることから以下のとおり回答します。

注1：例えば、24年度末時点で契約履行中であり、防秘の委託を受けている状態の会社数。この場合、24年12月末で納期を迎え防秘を防衛省へ返却した会社は含まれなくなる。

注2：防秘を含む調達案件の契約相手方となるには、適合性審査の認定が必要があり、この認定を取得した会社数。注1の例で、24年12月末で納期を迎え防秘を防衛省へ返却した会社数も含まれる。

①防秘の委託を受けている会社数は？

一防秘を取り扱わせることができる会社数は？

一約30社である。

②防秘の委託を受けている会社の中で、防需率8割以上の会社はどのくらいあるのか？

一防秘を取り扱わせることができる会社数のうち、防需率8割以上の会社は？

一防秘を取り扱わせることができる会社数のうち、約2割である。

③防秘の委託を受けている会社の中で、下請け・孫請けに防秘を取り扱わせている会社は何割くらいあるのか？

一24年度末時点における中央調達の数字であるが、防秘を下請けや孫請けに取り扱わせている会社数は、防秘の委託を受けている会社の約3割である。

④防秘の取扱者に派遣労働者や外国人も含まれることがあるか？

一「契約業者の適合性の審査実施要領について（調達）」では、「真にやむを得ない場合を除き、派遣労働者を関係社員（防衛秘密の取扱いの業務を行う役員及び職員）に指定してはならない。」ことを定めており、あらかじめ会社側の保全規則作成時に「派遣労働者を秘密関係者として指定してはならず、真にやむを得ない場合は防衛省と協議するものとする。」ことの明記を求めている。なお、現時点において契約業者と防衛省間において協議はなく、派遣労働者が関係社員に指定されていることはない。

他方、外国人については、防秘の特約条項において、「関係社員としてふさわしい者を充てるもの」と規定されていることから、会社側が「関係社員としてふさわしい者」と認めた場合には、外国人についても防秘の取扱者となることは可能である。ただし、実態としては、外国人については、契約業者が作成する防秘の取扱者名簿において、関係社員に指定されていないことを確認している。なお、なぜ外国人である社員を関係社員とすることにつき協議を要することとしなかったか等の検討経緯については、資料を確認できていない。

回答の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年5月13日 12:08

宛先:

Cc:

添付ファイル: 250513防衛省への回答.jtd (28 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 [redacted] 様、[redacted] 様

いつもお世話になっています。

添付のとおり回答しますのでよろしくお願ひします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[redacted]

[redacted]

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

(機密性2情報)

防衛省 担当者 殿

事務連絡
平成25年5月13日
内閣情報調査室

「防衛省意見等」に対する回答について

標記について、貴省からの5月13日付け意見に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

(5月8日付防衛省意見)

1 これまで、防衛省においては、米国その他関係国との協議等の情報を、自衛隊法別表第4第1号等の事項に該当するものとして、防衛秘密に指定した例がありますが、今回いただいた案を拝見すると、当該情報は、別表第1号(自衛隊法別表第4部分)と別表第3号の事項にも該当します(重なります)。

そこで、爾後、実務面での不都合(どちらの号を使って指定するのか等)を来たすことにならないよう、当省としましても、法制局との議論に積極的に参画させていただきたい。

なお、重なっていないとの御認識の場合は、その解釈をご教示いただきたい。

(5月9日付内閣情報調査室回答)

内閣法制局との協議につき貴省担当者の同席を得て行うことは差し支えない。ただし、内閣法制局との協議日程等の事務的な調整に関しては必ずしも貴省の都合に沿えるものではないことについては了解頂きたい。

(5月13日付防衛省意見)

これまで、防衛省においては、米国その他関係国との協議等の情報を、自衛隊法別表第4第1号等の事項に該当するものとして、防衛秘密に指定した例がありますが、今回いただいた案を拝見すると、当該情報は、別表第1号(自衛隊法別表第4部分)と別表第3号の事項にも該当します(重なります)。

そこで、爾後、実務面での不都合(どちらの号を使って指定するのか等)を来たすことにならないよう、当省としましても、法制局との議論に積極的に参画させていただきたい。

(機密性 2 情報)

なお、5月8日付の防衛省からの意見において、「なお、重なっていないとの御認識の場合は、その解釈をご教示いただきたい」と記述させていただきましたが、これに対する貴室からの回答がありませんでしたので、貴室においても、別表第1号と第3号の事項には重なりがあると認識されているものと考えます。このままでは、当省での実務面での不都合を来たすばかりでなく、特定秘密に係る罰則の構成要件該当性が必ずしも十分に明確にならないという状況が生ずるおそれも考えられることから、仮にこの案のまま検討が進められるのであれば、別表の解釈について、貴室及び内閣法制局との間において、何らかの整理が必要となりますことを十分にご理解いただきたい。

(回答)

別表の解釈については、貴省の指摘を踏まえ、引き続き検討します。

(以上)

回答の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年5月13日 12:11

宛先:

添付ファイル: 130513 外務省意見への回答.jtd (31 KB)

外務省 真鍋様、様、様

お世話になっています。

添付のとおり回答しますのでよろしくお願いいたします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[Redacted]

[Redacted]

Tel 03-5253-2111 (内線 [Redacted])

[Redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

外務省 担当者 殿

事務連絡
平成25年5月13日
内閣情報調査室

「コメント」に対する回答について

標記について、貴省からの5月10日付け意見に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

コメント：

「武力紛争」を「紛争」に修正されたい。

「武力紛争」との用語は、既存の我が国国内法で用いられており、これとの整合性を考慮すれば、使用すべきではない。たとえば、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」（通称：PKO法）では、我が国によるPKO派遣の可否を判断するための要件の中に、当地にて「武力紛争」が発生しているかどうかの判断が含まれている。このように、「外国における武力紛争の発生」の有無を認定することは、他の法律の執行に多大な影響を与えることになることから、本法案において「武力紛争」との用語を用いることは適切ではない。

なお、「武力紛争」を「紛争」に修正しても、「紛争」には紛争一般がすべてからく含まれるわけではなく、「①に重要な影響を与えるものに限る。」との限定が付されていることに留意されたい。

(回答)「武力紛争」を「紛争」に修正する。

(以上)

回答の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年5月13日 16:30

宛先:

添付ファイル: 250513警察庁への回答.jtd (25 KB)

警察庁 [redacted] 様

お世話になっております。添付のとおり回答しますのでよろしくお願ひします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[redacted]

[redacted]

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

警察庁 担当官 殿

事務連絡
平成25年5月13日
内閣情報調査室

警察庁からの質問（平成25年5月13日付け）に対する回答

標記について、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

○ 業務知得者を適正評価の対象としないことについて

業務知得者が適性評価の対象とはされないこととなったところ、捜査を始めとした正当な業務を遂行する必要から、刑事手続にのっとり特定秘密を知得・領有し、証拠化、送致等することは、本法において禁止されないものと解してよろしいか。

(回答)

刑事手続に基づく捜査機関の正当な業務による特定秘密の取得・領有、証拠化、送致等の行為を本法は禁止するものではない。

平成25年5月13日

秘密保全法制 法制局持込み資料

1 法案概要

- 法案概要（3枚）

2 別表関係

- 用例集

3 契約業者関係

- 特定秘密の取扱いの業務を行わせる契約業者について（案）

4 業務知得者を適性評価の対象としないことについて

- 業務知得者を適性評価の対象としないことについて（案）

5 配偶者、家族等に関する事項を調査事項として法律に明記することについて

- 配偶者、家族等に関する事項を調査事項として法律に明記することについて（案）

6 不利益取扱い関係

- 契約業者に労働者派遣をする事業主への適性評価の結果の通知について（案）
- 適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限について（案）

特定秘密の保護に関する法律案の概要

第1 趣旨

我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資する。

第2 概要

1 特定秘密の管理に関する措置

(1) 行政機関における特定秘密の指定等

ア 行政機関(※)の長は、次の①～③に掲げる事項(公になっていないものに限る。)を特定秘密として指定するものとする。

※ 行政機関の範囲及び単位を情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に定義。

① 別表第1号に該当する事項であつて、その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

② 別表第2号に該当する事項であつて、その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等(※)に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

※ 「テロリズム防止等」とは、⑦特定有害活動(国内外の組織によるテロ活動、外国の利益を図る目的で行われる諜報活動、大量破壊兵器関連物資の不正取引等の国及び国民の安全を脅かす活動)の抑止、⑧テロリズム等緊急事態(国内外の組織によるテロ活動の発生等の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態)による被害の発生・拡大の防止をいう。

③ 別表第3号に該当する事項であつて、その漏えいが我が国の安全保障等(※)に我が国の防衛、テロリズム防止等その他の国の安全の確保に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

※ 「我が国の安全保障等」とは、⑨我が国の安全保障、⑩国の領域の保全又は国民の生命・身体の保護について外国との間で生じている問題の解決をいう。

イ 行政機関の長は、当該行政機関と他の行政機関との共有に係る事項を指定しようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。

- ウ 行政機関の長は、指定の際には有効期間（上限5年）を定めるものとする。当該有効期間が満了する時において要件を満たす場合には、有効期間を延長するものとし、要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。
- エ 行政機関の長は、所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、他の行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

(2) 特定別秘密の取扱いの業務に従事する者に対する適性評価の実施

- ア 特定別秘密の取扱いの業務に従事する者ことができる者は、次に掲げる者とする。又は

・ 適性評価により適性を有すると認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員若しくは契約業者の役職員等（以下「職員等」という。） ~~とする。~~

・ 行政機関の長、国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官その他職務の特性等を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でないこれらに準ずる官職を占める者

~~特別秘密に係る犯罪の捜査等に従事する職員であつて、行政機関の長又は警察本部長が確認措置（特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定的事実が存在しないことを質問により確認する措置をいう。）を講じたもの~~

- イ 適性評価の有効期間は、原則として5年とする。

- ウ 適性評価は、特定別秘密の取扱いの業務に従事する者が見込まれる職員等の同意を得て、①特定有害活動との関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項その他の事項についての調査を実施し、当該職員等が特定別秘密の取扱いの業務に従事した場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行う。

- エ 当該職員等の家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所に関する事項その他のウの①についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについて調査を実施する。

- オ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該職員等若しくはその関係者に質問し、当該職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

- カ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を当該職員等に対し通知しなければならない。

- キ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施中の職員等が特定別秘密の取扱いの業務に従事する者が必要な特段の事情がある場合において、当該職員等がウの①～③についての調査の結果、特定別秘密を漏らすおそれがないこ

と等の要件を満たすときは、適性を有すると仮に認めることができる。

ク 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価に関する苦情に適切に対応する。

ケ ①適性評価の実施について同意をしなかったこと、②適性を有するかどうかの結果、③適性評価の実施に当たって取得する個人情報について、欠格条項等に該当する疑いがある場合を除き、目的外利用・提供を禁止するとともに、適性評価の実施への不同意又は適性を有しないと認められたことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。

2 特定秘密の漏えい等に対する罰則

(1) 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。

ア 特定秘密を取り扱うことを業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）

イ 業務により特定秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員（アに掲げる者を除く。）（自由刑の上限は懲役5年）

(2) 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、財物の窃取、施設への侵入その他の不正な行為による特定秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10年）。

(3) (1)（故意に限る。）又は(2)の行為の未遂、共謀、教唆又は煽動を処罰する。

3 その他

(1) 訓示的規定拡張解釈の禁止に関する規定

本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定める。

(2) 施行期日に関する規定

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、特別秘密の取扱いの業務に従事することができる者を適性評価によってその適性を有すると認められた職員等に限定する規定は、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

(3) 自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特定秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。

(4) 内閣法の一部改正に関する規定

内閣情報官が掌理する事務について所要の改正を行う。

【第1号（防衛に関する事項）】（自衛隊法別表第4に相当）

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法。
- リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）

【第2号（~~公共の安全と秩序の維持に関するテロリズム防止等に関する事項~~）】

- イ テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究
- ロ 公共の安全と秩序の維持特定有害活動に関し収集した特定有害活動に関する情報であって、国際機関又は外国の行政機関から得た情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロリズム等緊急事態への対処その他の公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

【第3号（~~外交に関する安全保障等に関する事項~~）】

- イ 我が国の安全保障等次の①から④までに掲げるものに係る重要施策の方針に関する外国の政府又は国際機関との交渉の内容
 - ① 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保
 - ② 我が国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国との間で生じている問題の解決

- ③ 外国における紛争（①に重要な影響を与えるものに限る。以下同じ。）の発生
の防止又は紛争の停止若しくはその維持
- ④ ①に関する条約その他の国際約束の締結の準備、締結、解釈及びその実施
- ロ 我が国の安全保障等イの①から④までに掲げるものに係る外国の政府又は
国際機関との交渉若しくは協力の方針交渉の内容
- ハ イの①から④までに掲げるものに資することを目的として我が国が外国に対し
て実施する貨物の輸出又は輸入の禁止その他の措置の方針（第1号イ又は第2号
イに掲げるものを除く。）
- ニ 外国における騒乱その他の緊急事態に際して邦人の生命又は身体を保護するた
めの計画又は研究
- ≡ホ 外交イの①から④までに掲げるものに関し収集した我が国の安全保障等に関
する情報であって、条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報そ
の他の重要な情報（第1号ロ又は第2号ロに掲げるものを除く。）
- ≡ハ ≡ホに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホト 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号その他
に掲げる情報の伝達の用に供する暗号

第3条第3項 別表第3号に該当する事項であつて、その漏えいが我が国の防衛、テロリズム防止等その他の国の安全の確保に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

(用例)

「国の安全の確保」の例

○財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成九年法律第九号)(抄)

(地方公共団体に対して交付される補助金等の削減等)

第三十五条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であつて地方公共団体に対して交付されるもののうち、制度等見直し対象補助金等(次に掲げる事項のいずれかに該当するものをいう。次項において同じ。)については、交付の対象となる事業等に係る制度若しくは施策の見直し又は当該事業等の見直しを行うことにより、当該補助金等の削減又は合理化を図るものとする。

一 国の安全の確保及び対外関係の処理等に係る国の責務に関するもの

二～四 (略)

2・3 (略)

(参考)

「国の安全」の例

○公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)(抄)

(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)

第十六条 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

一 当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであつて、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ・ロ (略)

ハ 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

ニ (略)

二～五 (略)

2・3 (略)

○領海等における外国船舶の航行に関する法律(平成二十年法律第六十四号)

(目的)

第一条 この法律は、海に囲まれた我が国にとって海洋の安全を確保することが我が国の安全を確保する上で重要であることにかんがみ、領海等における外国船舶の航行方

法、外国船舶の航行の規制に関する措置その他の必要な事項を定めることにより、領海等における外国船舶の航行の秩序を維持するとともにその不審な行動を抑止し、もって領海等の安全を確保することを目的とする。

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号) (抄)

(目的)

第一条 この法律は、武力攻撃事態等(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。)への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号) (抄)

(行政文書の開示義務)

第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一・二 (略)

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四～六 (略)

○民事訴訟法(平成八年法律第九号) (抄)

(文書提出命令等)

第二百二十三条 (略)

2～3 (略)

4 前項の場合において、当該監督官庁が当該文書の提出により次に掲げるおそれがあることを理由として当該文書が第二百二十条第四号ロに掲げる文書に該当する旨の意見を述べたときは、裁判所は、その意見について相当の理由があると認めるに足りない場合限り、文書の所持者に対し、その提出を命ずることができる。

一 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

二 (略)

5～7 (略)

「国の重大な利益」の例

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号) (抄)

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第十条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル

二～十一 (略)

3 (略)

○警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)(抄)

(任務及び所掌事務)

第五条 (略)

2 国家公安委員会は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。

一～三 (略)

四 次に掲げる事案で国の公安に係るものについての警察運営に関すること。

イ・ロ (略)

ハ 国際関係に重大な影響を与え、その他国の重大な利益を著しく害するおそれのある航空機の強取、人質による強要、爆発物の所持その他これらに準ずる犯罪に係る事案

五～二十五 (略)

3・4 (略)

○刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)(抄)

第百三条 公務員又は公務員であつた者が保管し、又は所持する物について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ、押収をすることはできない。但し、当該監督官庁は、国の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

○国会法(昭和二十二年法律第七十九号)(抄)

第百四条 (略)

2 内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

3 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

4 前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

別表第2号

ロ 特定有害活動に関し収集した情報であつて、国際機関又は外国の行政機関から得た情報その他の重要な情報

(用例)

「国際機関…外国の行政機関」の例

○警察庁組織令(昭和二十九年政令第百八十号)(抄)

(国際課)

第十二条 国際課においては、次の事務をつかさどる。

一 (略)

二 所管行政に係る国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関すること(他局の所掌に属するものを除く。)

三 (略)

○防衛省組織令(昭和二十九年政令第百七十八号)(抄)

(防衛政策局の所掌事務)

第六条 防衛政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六 (略)

七 国際機関及び外国の行政機関その他の機関との渉外に関すること。

八 (略)

「…から得た情報」の例

○消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)(抄)

(消費者委員会の勧告等)

第四十三条 消費者委員会は、消費者、事業者、関係行政機関の長その他の者から得た情報その他の消費者事故等に関する情報を踏まえて必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関し必要な勧告をすることができる。

2 (略)

別表第2号

ニ テロリズム等緊急事態への対処その他の公共安全と秩序の維持の用に供する暗号

(用例)

「…緊急事態」の例

○新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)(抄)

(新型インフルエンザ等緊急事態宣言等)

第三十二条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等(国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。)が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態(以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。)が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示(第五項及び第三十四条第一項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。)をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

一～三 (略)

2～6 (略)

○原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 原子力緊急事態 原子力事業者の原子炉の運転等(原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。)により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外(原子力事業所の外における放射性物質の運搬(以下「事業所外運搬」という。)の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外)へ放出された事態をいう。

三～十二 (略)

○安全保障会議設置法(昭和六十一年法律第七十一号)(抄)

(内閣総理大臣の諮問等)

第二条 内閣総理大臣は、次の事項については、会議に諮らなければならない。

一～八 (略)

九 内閣総理大臣が必要と認める重大緊急事態(武力攻撃事態等、周辺事態及び前二号の規定によりこれらの規定に掲げる重要事項としてその対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態であつて、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるもの

のうち、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態をいう。以下同じ。)への対処に関する重要事項

2 (略)

○災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)(抄)

(緊急措置)

第百九条 災害緊急事態に際し国の経済の秩序を維持し、及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置をまついとまがないときは、内閣は、次の各号に掲げる事項について必要な措置をとるため、政令を制定することができる。

一～三 (略)

2～8 (略)

「緊急事態への対処」の例

○安全保障会議設置法(昭和六十一年法律第七十一号)(抄)

(内閣総理大臣の諮問等)

第二条 (略)

2 前項に定める場合のほか、会議は、国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処に関する重要事項につき、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べることができる。

別表第3号

イ 次の①から④までに掲げるものに関する外国の政府又は国際機関との交渉の内容

(用例)

「外国の政府…又は国際機関」の例

○海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律（平成十八年法律第九十七号）（抄）

（国際的協調のための施策）

第十一条 国は、文化遺産の保護に関する諸条約等の精神にのっとり文化遺産国際協力を国際的協調の下に推進するため、外国の政府若しくは関係機関又は国際機関との情報の交換その他の必要かつ適切な施策を講ずるよう努めるものとする。

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）

第十八条（略）

2 前項において「外国公務員等」とは、次に掲げる者をいう。

一～四（略）

五 外国の政府若しくは地方公共団体又は国際機関の権限に属する事務であって、これらの機関から委任されたものに従事する者

「外国（の）政府（…）との交渉」の例

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）

（所掌事務）

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一（略）

二 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務の処理に関すること。

三～二十九（略）

「国際機関との交渉」の例

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い）

第十六条 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

一 当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ・ロ（略）

ハ 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等に移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

ニ (略)

二～五 (略)

2・3 (略)

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）
（保有個人情報の開示義務）

第十四条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一～三 (略)

四 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五～七 (略)

「交渉の内容」の例

○保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）

（保険契約の承継等の申込み）

第二百六十七条 (略)

2 破綻保険会社は、前項の申込みを行う場合においては、保険契約の移転等に関する他の保険会社又は保険持株会社等との交渉の内容を示す資料その他の内閣府令・財務省令で定める資料を加入機構に提出しなければならない。

3・4 (略)

（外務省設置法及び外務省組織令における関連規定）

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）

（所掌事務）

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務の処理に関すること。

三 日本国政府を代表して行う国際連合その他の国際機関及び国際会議その他国際協調の枠組み（以下「国際機関等」という。）への参加並びに国際機関等との協力に関すること。

四～二十九 (略)

別表第3号

イ① 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保

(用例)

「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保」の例

- 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

(外務省設置法及び外務省組織令における関連規定)

- 外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）

（所掌事務）

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 次のイからニまでに掲げる事項その他の事項に係る外交政策に関すること。

イ 日本国の安全保障

ロ～ニ (略)

二～八 (略)

九 海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関すること。

十～二十九 (略)

- 外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）（抄）

（総合外交政策局の所掌事務）

第四条 総合外交政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 総合的な外交政策又は日本国の安全保障に係る基本的な外交政策その他の基本的な外交政策の企画及び立案に関すること。

二 前号に掲げる事務に関連する外交政策に関する事務を総括すること。

三～九 (略)

2 (略)

（日米安全保障条約課の所掌事務）

第四十九条 日米安全保障条約課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互安全保障及び相互防衛援助に係る外交政策に関すること。

二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互安全保障及び相互防衛援助に関する政務の

処理に關すること。

三 日本国に駐留する国際連合の軍隊の取扱いに關すること。

(經濟安全保障課の所掌事務)

第六十八條 經濟安全保障課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる事項に關する對外經濟關係のうち日本国の安全保障に關連するものに係る外交政策に關すること。

イ エネルギー資源その他の資源

ロ 海洋の開發及び利用

二 前号イ及びロに掲げる事項に關する對外經濟關係のうち日本国の安全保障に關連するものに関し、日本国政府を代表して行ふ外国政府との交渉及び協力に關すること。

三 第一号イ及びロに掲げる事項に關する對外經濟關係のうち日本国の安全保障に關連するものに関し、日本国政府を代表して行ふ国際機關等への参加及び国際機關等との協力に關すること。

四 日本国民の海外における法律上又は經濟上の利益その他の利益の保護及び増進に關すること(第一号イ及びロに掲げる事項に關する對外經濟關係のうち日本国の安全保障に關連するものに限る。)

五 第一号イ及びロに掲げる事項に關する對外經濟關係のうち日本国の安全保障に關連するものに関する條約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に關すること。

六 (略)

(海外邦人安全課の所掌事務)

第八十六條 海外邦人安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全並びに財産の保護に係る外交政策に關すること。

二 海外における邦人の財産の保護に關すること(經濟局及び国際協力局の所掌に屬するものを除く。)

三 海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に關すること。

四 海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全並びに財産の保護に關する條約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に關すること。

別表第3号

イ② 我が国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国との間で生じている問題の解決

(用例)

「我が国の領域…の保全」の例

○小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号) (抄)

(基本方針)

第三条 (略)

2 (略)

3 基本方針は、小笠原諸島が我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っていることにかんがみ、小笠原諸島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資するような振興開発が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

4～7 (略)

○離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号) (抄)

(基本理念及び国の責務)

第一条の二 離島の振興のための施策は、離島が我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、その役割が十分に発揮されるよう、厳しい自然的社会的条件を改善し、地域間の交流の促進、居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進が図られることを旨として講ぜられなければならない。

2 (略)

「国民の生命…身体…保護」の例

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第一百十二号) (抄)

(避難の指示に係る内閣総理大臣の是正措置)

第五十六条 内閣総理大臣は、避難の指示に関し対策本部長が行った事態対処法第十四条第一項の総合調整に基づく所要の避難の指示が要避難地域を管轄する都道府県知事により行われない場合において、国民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該都道府県知事に対し、当該所要の避難の指示をすべきことを指示することができる。

2・3 (略)

「問題の解決」の例

○独立行政法人北方領土問題対策協会法(平成十四年法律第百三十二号) (抄)

(特に必要がある場合の内閣総理大臣等の要求)

第十五条 内閣総理大臣は、国内外の情勢の急激な変化その他の事由により、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図るため特に必要があると認めるときは、協会に対し、第十一条第一号、第二号又は第四号に掲げる業務に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2・3 (略)

○内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号) (抄)

(任務)

第三条 (略)

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に関係する施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。

3 (略)

別表第3号

イ③ 外国における紛争（①に重要な影響を与えるものに限る。以下同じ。）の発生の防止又は紛争の停止若しくはその維持

（用例）

「紛争」の例

○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号) (抄)
(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 人道的な国際救援活動 国際連合の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事會が行う決議又は別表第一に掲げる国際機関が行う要請に基づき、国際の平和及び安全の維持を危うくするおそれのある紛争（以下単に「紛争」という。）によって被害を受け若しくは受けるおそれがある住民その他の者（以下「被災民」という。）の救援のために又は紛争によって生じた被害の復旧のために人道的精神に基づいて行われる活動であつて、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合においては武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、国際連合その他の国際機関又は国際連合加盟国その他の国（次号及び第四号において「国際連合等」という。）によって実施されるもの（国際連合平和維持活動として実施される活動を除く。）をいう。

三～七 (略)

「…に重要な影響を与える」の例

○周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号) (抄)

(目的)

第一条 この法律は、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態(以下「周辺事態」という。)に対応して我が国が実施する措置、その実施の手續その他の必要な事項を定め、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「日米安保条約」という。)の効果的な運用に寄与し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

「紛争の発生の防止」の例

○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号) (抄)
(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定め

るところによる。

一・二 (略)

三 国際平和協力業務 国際連合平和維持活動のために実施される業務で次に掲げるもの、人道的な国際救援活動のために実施される業務で次のヌからレまでに掲げるもの及び国際的な選挙監視活動のために実施される業務で次のト及びレに掲げるもの(これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。以下同じ。)であつて、海外で行われるものをいう。

イ (略)

ロ 緩衝地帯その他の武力紛争の発生防止のために設けられた地域における駐留及び巡回

ハ～レ (略)

四～七 (略)

「紛争の停止…維持」

○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)(抄)
(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 国際連合平和維持活動 国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に基づき、武力紛争の当事者(以下「紛争当事者」という。)間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立の援助その他紛争に対処して国際の平和及び安全を維持するために国際連合の統括の下に行われる活動であつて、武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合(武力紛争が発生していない場合においては、当該活動が行われる地域の属する国の当該同意がある場合)に、国際連合事務総長(以下「事務総長」という。)の要請に基づき参加する二以上の国及び国際連合によって、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されるものをいう。

二～七 (略)

(外務省設置法及び外務省組織令における関連規定)

○外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)(抄)
(所掌事務)

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次のイからニまでに掲げる事項その他の事項に係る外交政策に関すること。

イ 日本国の安全保障

ロ～ニ (略)

二 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)に関する政務の処理に関すること。

三 日本国政府を代表して行う国際連合その他の国際機関及び国際会議その他国際協

調の枠組み(以下「国際機関等」という。)への参加並びに国際機関等との協力に関すること。

四～二十九 (略)

○外務省組織令(平成十二年政令第二百四十九号) (抄)

(総合外交政策局の所掌事務)

第四条 総合外交政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総合的な外交政策又は日本国の安全保障に係る基本的な外交政策その他の基本的な外交政策の企画及び立案に関すること。

二 前号に掲げる事務に関連する外交政策に関する事務を総括すること。

三 次に掲げる事項に係る外交政策に関すること。

イ 国際機関等に関する事項(政治の分野並びに国際機関等の行政及び財政の分野に係るものに限る。)

ロ～へ (略)

四 前号イからへまでに掲げる事項に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること。

五～九 (略)

2 (略)

別表第3号

イ④ ①に関する条約その他の国際約束の締結の準備、締結、解釈及びその実施

(用例)

「…に関する条約その他の国際約束」の例

○社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第百四号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

一 社会保障協定 我が国と我が国以外の締約国との間の社会保障に関する条約その他の国際約束であつて、次に掲げる事項の一以上について定めるものをいう。

イ～ハ (略)

二～七 (略)

「条約その他の国際約束の締結の準備」の例

(経済安全保障課の所掌事務)

第六十八条 経済安全保障課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四 (略)

五 第一号イ及びロに掲げる事項に関する対外経済関係のうち日本国の安全保障に関連するものに関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。

六 (略)

「条約その他の国際約束の(…)締結」の例

○外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)(抄)

(所掌事務)

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 (略)

四 条約その他の国際約束の締結に関すること。

五～二十九 (略)

「条約その他の国際約束の(…)解釈」の例

○外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)(抄)

(所掌事務)

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四 (略)

五 条約その他の国際約束及び確立された国際法規の解釈及び実施に関すること。

六～二十九 (略)

「条約その他の国際約束の…実施」の例

○外務省設置法(平成十一年法律第九十四号) (抄)

(所掌事務)

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四 (略)

五 条約その他の国際約束及び確立された国際法規の解釈及び実施に関すること。

六～二十九 (略)

(外務省設置法及び外務省組織令における関連規定)

○外務省設置法(平成十一年法律第九十四号) (抄)

(所掌事務)

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 (略)

四 条約その他の国際約束の締結に関すること。

五 条約その他の国際約束及び確立された国際法規の解釈及び実施に関すること。

六～二十九 (略)

○外務省組織令(平成十二年政令第二百四十九号) (抄)

(国際法局の所掌事務)

第十二条 国際法局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 条約その他の国際約束の締結に関すること。

三 条約その他の国際約束及び確立された国際法規の解釈及び実施に関すること。

四～六 (略)

(経済安全保障課の所掌事務)

第六十八条 経済安全保障課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる事項に関する対外経済関係のうち日本国の安全保障に関連するものに係る外交政策に関すること。

イ エネルギー資源その他の資源

ロ 海洋の開発及び利用

二～四 (略)

五 第一号イ及びロに掲げる事項に関する対外経済関係のうち日本国の安全保障に関連するものに関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。

六 (略)

(海外邦人安全課の所掌事務)

第八十六条 海外邦人安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 (略)

四 海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全並びに財産の保護に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。

別表第3号

- ロ イの①から④までに掲げるものに関する外国の政府又は国際機関との交渉若しくは協力の方針
- ハ イの①から④までに掲げるものに資することを目的として我が国が外国に対して実施する貨物の輸出又は輸入の禁止その他の措置の方針（第1号イ又は第2号イに掲げるものを除く。）

（用例）

「…に資することを目的として」の例

○少年法(昭和二十三年法律第百六十八号) (抄)

(警察官等の調査)

第六条の二 (略)

2 前項の調査は、少年の情操の保護に配慮しつつ、事案の真相を明らかにし、もつて少年の健全な育成のための措置に資することを目的として行うものとする。

3 (略)

○予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資することを目的として、この法律の定めるところにより予防接種を行う疾病(以下「二類疾病」という。)は、インフルエンザとする。

4～7 (略)

・ 「外国に対して」の例

○刑法(明治四十年法律第四十五号) (抄)

(外国国章損壊等)

第九十二条 外国に対して侮辱を加える目的で、その国の国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は汚損した者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

・ 「貨物の輸出又は輸入の禁止」の例

○外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号) (抄)

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の三倍が百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

一～三十一 (略)

三十二 第五十三条第二項の規定による貨物の輸出又は輸入の禁止に違反して輸出又は輸入をした者

三十三 (略)

2 (略)

「実施する(…)措置」の例

○周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態(以下「周辺事態」という。)に対応して我が国が実施する措置、その実施の手続その他の必要な事項を定め、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「日米安保条約」という。)の効果的な運用に寄与し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

「措置の方針」の例

○官公庁施設の建設等に関する法律(昭和二十六年法律第百八十一号)(抄)

(保安上又は防火上危険である庁舎に対する措置)

第八条 (略)

2 各省各庁の長は、前項の規定による勧告を受けたときは、遅滞なく、国土交通大臣に対して、これに対する措置の方針を通知し、且つ、その措置をしたときはその結果を通知しなければならない。

(外務省設置法及び外務省組織令における関連規定)

○外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)(抄)

(所掌事務)

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次のイからニまでに掲げる事項その他の事項に係る外交政策に関すること。

イ 日本国の安全保障

ロ～ニ (略)

二 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)に関する政務の処理に関すること。

三 日本国政府を代表して行う国際連合その他の国際機関及び国際会議その他国際協調の枠組み(以下「国際機関等」という。)への参加並びに国際機関等との協力に関すること。

四～二十九 (略)

○外務省組織令(平成十二年政令第二百四十九号) (抄)

(総合外交政策局の所掌事務)

第四条 総合外交政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 総合的な外交政策又は日本国の安全保障に係る基本的な外交政策その他の基本的な外交政策の企画及び立案に関すること。
- 二 前号に掲げる事務に関連する外交政策に関する事務を総括すること。
- 三 次に掲げる事項に係る外交政策に関すること。
 - イ 国際機関等に関する事項（政治の分野並びに国際機関等の行政及び財政の分野に係るものに限る。）
 - ロ・ハ (略)
 - ニ 国際的な平和及び安全の維持に関連する国際貿易
 - ホ・ヘ (略)
- 四 前号イからへまでに掲げる事項に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること。
- 五 第三号イからへまでに掲げる事項に関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関すること。
- 六 前二号に掲げるもののほか、第三号イからへまでに掲げる事項に関する対外関係事務の処理及び総括に関すること。
- 七～九 (略)

2 (略)

(日米安全保障条約課の所掌事務)

第四十九条 日米安全保障条約課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互安全保障及び相互防衛援助に係る外交政策に関すること。
- 二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互安全保障及び相互防衛援助に関する政務の処理に関すること。
- 三 日本国に駐留する国際連合の軍隊の取扱いに関すること。

(経済安全保障課の所掌事務)

第六十八条 経済安全保障課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 次に掲げる事項に関する対外経済関係のうち日本国の安全保障に関連するものに係る外交政策に関すること。
 - イ エネルギー資源その他の資源
 - ロ 海洋の開発及び利用
- 二 前号イ及びロに掲げる事項に関する対外経済関係のうち日本国の安全保障に関連するものに関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること。
- 三 第一号イ及びロに掲げる事項に関する対外経済関係のうち日本国の安全保障に関連するものに関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関すること。
- 四 日本国民の海外における法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及び増進に関すること（第一号イ及びロに掲げる事項に関する対外経済関係のうち日本国の安

全保障に関連するものに関するものに限る。)

五 第一号イ及びロに掲げる事項に関する対外経済関係のうち日本国の安全保障に関連するものに関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。

六 (略)

(海外邦人安全課の所掌事務)

第八十六条 海外邦人安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全並びに財産の保護に係る外交政策に関すること。

二 海外における邦人の財産の保護に関すること（経済局及び国際協力局の所掌に属するものを除く。)

三 海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関すること。

四 海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全並びに財産の保護に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。

別表第3号

ニ 外国における騒乱その他の緊急事態に際して邦人の生命又は身体を保護するための計画又は研究

(用例)

「外国における騒乱(…)その他の緊急事態」の例

○自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)(抄)

(在外邦人等の輸送)

第八十四条の三 防衛大臣は、外務大臣から外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する邦人の輸送の依頼があつた場合において、当該輸送の安全について外務大臣と協議し、これが確保されていると認めるときは、当該邦人の輸送を行うことができる。この場合において、防衛大臣は、外務大臣から当該緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する外国人として同乗させることを依頼された者を同乗させることができる。

2 (略)

「邦人の生命…身体…保護」の例

○外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)(抄)

(所掌事務)

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～八 (略)

九 海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関すること。

十～二十九 (略)

(外務省設置法及び外務省組織令における関連規定)

○外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)(抄)

(所掌事務)

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～八 (略)

九 海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関すること。

十～二十九 (略)

○外務省組織令(平成十二年政令第二百四十九号)(抄)

(領事局の所掌事務)

第十三条 領事局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六 (略)

七 海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関すること。

八～十三 (略)

(海外邦人安全課の所掌事務)

第八十六条 海外邦人安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関すること。

四 (略)

別表第3号

ホ イの①から④までに掲げるものに関し収集した情報であつて、条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号ロ又は第2号ロに掲げるものを除く。）

(用例)

「条約その他の国際約束に基づき」の例

○独立行政法人国際協力機構法(平成十四年法律第百三十六号)(抄)

(業務の範囲)

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～三 (略)

四 国民、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)

第二条第二項の特定非営利活動法人その他民間の団体等の奉仕活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であつて、開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の開発又は復興に協力することを目的とするもの(以下この号及び第四十二条第二項第三号において「国民等の協力活動」という。)を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。

イ (略)

ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた者を開発途上地域に派遣すること。

ハ・二 (略)

五～九 (略)

2・3 (略)

「保護することが必要な」の例

○環境基本法(平成五年法律第九十一号)(抄)

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第二十一条 国は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

一～三 (略)

四 採捕、損傷その他の行為であつて、保護することが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

五 (略)

2 (略)

(外務省設置法及び外務省組織令における関連規定)

○外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)(抄)

(所掌事務)

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六 (略)

七 国際情勢に関する情報の収集及び分析並びに外国及び国際機関等に関する調査に関すること。

八～二十九 (略)

○外務省組織令(平成十二年政令第二百四十九号) (抄)

(国際情報統括官の職務)

第十四条 国際情報統括官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国際情勢に関する情報の収集及び分析並びに外国及び国際機関等に関する調査に関すること。

二～五 (略)

別表第3号

ト 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

(用例)

「外務省本省」の例

○外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)(抄)

(大使及び公使の待命)

第十二条 (略)

2 (略)

3 待命の大使又は公使は、特別の必要がある場合には、臨時に、第二条第一項第三号から第六号までに掲げる者の任務又はこれらに準ずる任務(以下「特派大使等の任務」という。)その他外務省本省の事務に従事させることができる。

4～6 (略)

「在外公館」の例

○外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)(抄)

(設置)

第六条 外務省に、在外公館を置く。

2・3 (略)

「…との間の通信」の例

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第百三十七号)(抄)

(医師等の業務に関する通信の傍受の禁止)

第十五条 医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士(外国法事務弁護士を含む。)、弁理士、公証人又は宗教の職にある者(傍受令状に被疑者として記載されている者を除く。)との間の通信については、他人の依頼を受けて行うその業務に関するものと認められるときは、傍受をしてはならない。

○電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)(抄)

(船舶又は航空機に開設した外国の無線局)

第百三条の四 (略)

2 前項の無線局は、次に掲げる通信を行う場合に限り、運用することができる。

一 (略)

二 電気通信業務を行うことを目的とする無線局との間の通信

三 (略)

(外務省設置法及び外務省組織令における関連規定)

○外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)(抄)

(所掌事務)

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十六 (略)

十七 外交文書の発受その他の外交上の通信に関すること。

十八～二十九 (略)

○外務省組織令(平成十二年政令第二百四十九号) (抄)

(大臣官房の所掌事務)

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十三 (略)

二十四 外交文書の発受その他の外交上の通信に関すること。

二十五～三十八 (略)

(情報通信課の所掌事務)

第二十一条 情報通信課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 外交文書の発受その他の外交上の通信に関すること。

三 (略)

(安全保障の用例)

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）

（所掌事務）

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次のイからニまでに掲げる事項その他の事項に係る外交政策に関すること。

イ 日本国の安全保障

ロ～ニ （略）

二～二十九 （略）

○外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）（抄）

（総合外交政策局の所掌事務）

第四条 総合外交政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総合的な外交政策又は日本国の安全保障に係る基本的な外交政策その他の基本的な外交政策の企画及び立案に関すること。

二～九 （略）

2 （略）

（安全保障政策課の所掌事務）

第三十一条 安全保障政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第四条第一項第一号に規定する基本的な外交政策のうち日本国の安全保障に係るものの企画及び立案に関すること。

二～七 （略）

（経済安全保障課の所掌事務）

第六十八条 経済安全保障課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる事項に関する対外経済関係のうち日本国の安全保障に関連するものに係る外交政策に関すること。

イ・ロ （略）

二～六 （略）

○外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律（平成二十一年法律第二十四号）（抄）

（労働契約）

第九条 （略）

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一～三 （略）

四 解雇その他の労働契約の終了の効力に関する訴え又は申立て（いずれも損害の賠償を求めるものを除く。）であつて、当該外国等の元首、政府の長又は外務大臣によつて当該訴え又は申立てに係る裁判手続が当該外国等の安全保障上の利益を害するおそれがあるとされた場合

五・六 （略）

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第百十七号)(抄)
(委員の任命)

第九十五条 委員は、人格が高潔であつて、安全保障に関する識見を有し、かつ、第三
条約その他の国際的な武力紛争において適用される国際人道法又は防衛に関する法令
に学識経験を有する者のうちから、防衛大臣が任命する。

○中央省庁等改革基本法(平成十年法律第百三号)(抄)
(外務省の編成方針)

第十九条 外務省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。
一～六 (略)

七 安全保障について、外交政策と防衛政策を始めとした関係府省の政策との密接な
連携を確保することにより、総合的な安全保障政策の構築を図ること。

八 (略)

○財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成九年法律第百九号)(抄)
(防衛関係費に係る改革の基本方針)

第十九条 政府は、我が国の安全保障上の観点と経済事情及び財政事情等を勘案し、防
衛関係費について、節度ある防衛力の整備を行う必要があることを踏まえつつ、財政
構造改革の推進の緊要性に配慮して、抑制するものとする。

2 (略)

(別表の用例)

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十七年法律第百三十八号)(抄)

(合衆国軍隊の機密を侵す罪)

第六条 合衆国軍隊の機密(合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。)を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。

2・3 (略)

別表

一 防衛に関する事項

- イ 防衛の方針若しくは計画の内容又はその実施の状況
- ロ 部隊の隷属系統、部隊数、部隊の兵員数又は部隊の装備
- ハ 部隊の任務、配備又は行動
- ニ 部隊の使用する軍事施設の位置、構成、設備、性能又は強度
- ホ 部隊の使用する艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の種類又は数量

二 編制又は装備に関する事項

- イ 編制若しくは装備に関する計画の内容又はその実施の状況
- ロ 編制又は装備の現況
- ハ 艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の構造又は性能

三 運輸又は通信に関する事項

- イ 軍事輸送の計画の内容又はその実施の状況
- ロ 軍用通信の内容
- ハ 軍用暗号

○騒音規制法施行令(昭和四十三年政令第三百二十四号)(抄)

(特定施設)

第一条 騒音規制法(以下「法」という。)第二条第一項(※)の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。

附 則

(経過措置)

第二条 改正後の別表第一第一号ホに掲げる施設(改正前の別表第一第一号ホに掲げる施設に該当するものを除く。)で、平成十一年十月三十一日前にその設置の工事が開始されたものについては、騒音規制法第六条第一項及び第八条第一項の規定は、適用しない。

別表第一(第一条関係)

一 金属加工機械

- イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が二二・五キロワット以上のものに限る。)

- ロ 製管機械
- ハ ベンディングマシン(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。)
- ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
- ホ 機械プレス(呼び加圧能力が二九四キロニュートン以上のものに限る。)
- ヘ せん断機(原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。)
- ト 鍛造機
- チ ワイヤフォーミングマシン
- リ ブラスト(タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。)
- ヌ タンブラー
- ル 切断機(といしを用いるものに限る。)
- 二 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)
- 三 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)
- 四 織機(原動機を用いるものに限る。)
- 五 建設用資材製造機械
 - イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が〇・四五立方メートル以上のものに限る。)
 - ロ アスファルトプラント(混練機の混練重量が二〇〇キログラム以上のものに限る。)
- 六 穀物用製粉機(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)
- 七 木材加工機械
 - イ ドラムバーカー
 - ロ チッパー(原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。)
 - ハ 碎木機
 - ニ 帯のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が一五キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。)
 - ホ 丸のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が一五キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。)
 - ヘ かな盤(原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。)
- 八 抄紙機
- 九 印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
- 一〇 合成樹脂用射出成形機
- 一一 鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)

※騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。

2～4 (略)

平成25年5月 日
内閣情報調査室**特定秘密の取扱いの業務を行わせる契約業者について（案）**

特定秘密についても、防衛秘密と同様に、特段の必要性がある場合には契約業者に取扱いの業務を行わせるため、自衛隊法第96条の2に基づく防衛秘密と同様の規定を本法第5条第3項に置くこととしている。

ところで、自衛隊法第96条の2第3項においては「防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者」に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることとしているところ、同項の「契約」とは、物件の製造又は役務の提供を行わせることについての契約ではなく、当該物件の製造又は役務の提供に関して防衛秘密を取り扱わせることについて防衛省との間で締結される契約であると解されている。実際の同項の運用においても、防衛省が物件の製造又は役務の提供を内容とする契約を直接締結した業者（いわゆる主契約業者）については、当該契約の内容に防衛秘密の取扱いの業務を行うことが当然に含まれていることから、同項に基づく防衛秘密を取り扱うこととされていることは言うまでもないが、これに加え、物件の製造又は役務の提供を内容とした契約を防衛省との間で直接に締結していない下請業者等であっても、当該下請業者等（丙）が防衛省（甲）及び主契約業者（乙）との間で、甲乙間で締結した主契約を補完するための付随契約として、乙丙間の下請負契約並びに当該下請負契約の履行のために必要な甲丙間の防衛秘密に係る文書、図画又は物件の無償貸付及び保護に関する契約を締結している場合には、当該契約を同項の「契約」に該当するものとして、防衛秘密を取り扱うことができることとされているところである。

このように、自衛隊法第96条の2第3項の「契約」とは、製造請負契約等の物件の製造又は役務の提供を目的とする契約を指すようにも見えるものの、実際は、当該物件の製造等に関して防衛省との間で締結される防衛秘密の取扱いの業務に関する契約であると解されている。したがって、本法においてはこのような契約関係を明確に規定することとし、~~契約業者について、~~第5条第3項において、「契約に基づき特定秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする」のではなく、「契約に基づき」「取扱いの業務を行わせる」ことが明らかになるよう、「行政機関の長は、（中略）政令で定めるところにより、当該行政機関との契約に基づき、特定秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる。」~~「当該行政機関と特定秘密の取扱いの業務に係る契約を締結した者」と規定することとする。~~

【条文イメージ】

(定義)

第二条 (略)

2～5 (略)

6 この法律において「契約業者」とは、第五条第三項の規定により行政機関の長が当該行政機関との契約に基づき特定秘密の取扱いの業務を行わせる者をいう。

(他の行政機関の職員等に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合)

第五条 行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特定秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

2 警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところにより、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特定秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

3 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき、特定秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。以下同じ。）に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

【参照条文】

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 1・2 （略）

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 （略）

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）

（契約業者における防衛秘密の取扱いの業務）

第百十三条の五 防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者（次項及び第百十三条の十一において「契約業者」という。）は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

一～四 （略）

2 契約業者との契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 防衛秘密の取扱いの業務に従事する役員及び職員の範囲の指定に関すること。

二 防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手續に関すること。

三 防衛秘密の伝達の手続に関すること。

四 防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること。

五 当該契約業者以外の者への防衛秘密の提供の制限に関すること。

六 防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関すること。

○防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第37号）（抄）

（契約業者における防衛秘密の取扱いの業務に関する申請）

第49条 防衛秘密管理者は、契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせる必要があると認めるときは、その者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるよう防衛大臣に申請しなければならない。

2 防衛秘密管理者は、前項の規定により防衛大臣の承認を受けたときは、契約締結までに、契約担当官等にその旨を通報するものとする。

3 (略)

(防衛秘密に係る契約の締結)

第50条 契約担当官等は、前条第2項の通報を受けた場合でなければ、当該契約業者と防衛秘密の取扱いの業務に係る契約を行うことができない。

2 前項の契約を行う場合には、当該契約において、別記第7号様式を基準として特約条項を定めなければならない。

3 契約担当官等は、第1項の契約を行ったときは、当該防衛秘密に係る防衛秘密管理者に通報するものとする。

(下請負)

第52条 契約担当官等は、契約業者から下請負の許可の申請がなされた場合において、当該下請負者が当該契約業者との契約に係る防衛秘密の取扱いの業務を行うことについては、当該下請負者が、第48条から第50条までの規定により防衛省との契約を行った場合に限り、許可を行うものとする。

別記第7号様式(第50条関係)

防衛秘密の保護に関する特約条項

(乙の一般義務)

第1条 乙(契約業者)は、主たる契約条項に基づく防衛秘密の保護に関しては、この特約条項の定めるところにより、万全を期さなければならない。

2 乙は、その役員若しくは職員又は下請負を行う場合においてはその相手方(以下「下請負者」という。)その他甲により防衛秘密に係る文書、図画又は物件(以下「特定資料」という。)又は防衛秘密を化体する装備品等及び製造途上にある仕掛品並びにこれらにより構成される装備品等(以下「特定物件」という。)を取扱う場所への立ち入りが許可された者の故意又は過失により防衛秘密が漏えいしたときであっても、その責任を免れることはできない。

第2条～第16条 (略)

(下請負)

第17条 乙は、特定資料若しくは特定物件の作成又は特定資料若しくは特定物件に係る役務の提供を第三者に下請負させてはならない。ただし、やむを得ず下請負を行う場合は、あらかじめ、甲に対し、下請負の相手方、契約内容、取り扱わせる防衛秘密を特定する事項、秘密保護の手段等を記した書面を添えて、甲の許可を得なければならない。

2 前項の規定により下請負を行う場合において、下請負者は、自衛隊法(昭和29年法律第165号。以下「法」という。)第96条の2第3項に規定する防衛省との契約を結んでいる者でなければならない。

3～5 (略)

第18条・第19条 (略)

○秘密保全に関する訓令等の解釈及び運用について（通達）（防防調第4607号19.4.27）
（抄）

第93 防衛秘密に係る契約の締結について

- 1 防秘訓令第50条に規定する契約を防衛省と行った者以外には防衛秘密の取扱いの業務を行わせることはできないため、当該契約を行っていない者に対しては（すなわち当該契約前には）、目的のいかんを問わず（例：見積資料の収集、機種選定）、防衛秘密の取扱いの業務を行わせてはならない。
- 2・3 （略）

第95 下請負について

- 1・2 （略）
- 3 防秘訓令第52条に規定する下請負者が防衛省と行う契約は、当該下請に係る主契約企業との契約を行った契約担当官等が行うものとする。同条に規定する下請負者が防衛省と行う契約の内容は、防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令に規定する無償貸付であり、下請負者が防衛省と契約を行うに際して、防衛秘密文書等の交付は、物品管理官（分任物品管理官を含む。）と協力して、同省令に規定された貸付手続を経るものとし、当該下請負者が遵守すべき事項として、防秘訓令別記第7号様式を基準とした条項を同省令第7条第5号に規定する貸付条件に含めるものとする。
- 4～6 （略）

○防衛秘密の保護に関する達（装備本部達第45号平成18年7月31日）（抄）
別記様式第34号（第54条関係）

【防衛秘密】に係る契約

支出負担行為担当官〇〇〇〇【防衛省】（以下「甲」という。）、××××【元請企業】（以下「乙」という。）、△△△△【下請企業】（以下「丙」という。）は、甲乙間で締結した調達要求番号〇〇〇〇の契約（以下「主契約」という。）を補完するための付随契約として、主契約に係る別紙の乙丙間の下請負契約並びに当該下請負契約の履行のために必要な甲丙間の防衛秘密（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第96条の2第1項に規定する防衛秘密をいう。）に係る文書、図画又は物件の無償貸付及び保護に関する契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約は、主契約の付随契約として、主契約の履行を確保するため、甲乙丙三者間において締結するものである。

（以下略）

業務知得者を適性評価の対象としないことについて（案）**1 現行自衛隊法における取扱い**

自衛隊法（昭和29年法律第165号）は、防衛秘密の取扱いの業務に関し規定を設ける一方、防衛秘密の取扱いの業務に該当しない、業務による防衛秘密の取扱いについては何ら規定を設けていない。

まず、自衛隊法第96条の2第3項は、「防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。」と規定し、防衛秘密の取扱いの業務について、これを部外の者に行わせることを可能としている。本規定は、「防衛秘密は、これを保護する公益が極めて高いことから、漏えいの危険性をも勘案した場合、比較衡量によって、反復・継続して防衛秘密を取り扱う者（これらの者については、反復・継続して防衛秘密を取り扱うため、漏えいの危険性がより高まることになる。）に防衛秘密をわたすことができなくなることから、「自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、」国の行政機関や契約業者に限定して、秘密保全上の観点から罰則の対象とすることとしつつ、防衛秘密を取り扱わせることを可能とし」、「同時に、この規定によらずに自衛隊以外の者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることを禁止したものである」（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」54-55頁）とされている。一方、捜査等の業務により防衛秘密を伝達する場合については、自衛隊法には何ら規定はなく、この場合には、「守秘義務によって守られる公益と秘密を開示することによって得られる公益を比較衡量し、後者の公益の方が大きい場合には秘密を開示しても漏えいに当たらない」（同「防衛秘密制度の解説」54頁）として、他の行政機関の職員に防衛秘密が伝達されることとなる。（防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第37号）第29条は「法第96条の2第3項に規定する場合のほか、防衛省以外の者に防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は防衛秘密を伝達するときは、防衛大臣の承認を受けなければならない。」とし、自衛隊法第96条の2第3項に規定する場合以外で、法益の比較衡量によって、防衛秘密文書等の交付又は防衛秘密の伝達をする必要がある場合の例外的な措置を規定している。）

次に、自衛隊法は、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」による防衛秘密の漏えい行為のみを処罰の対象とし（自衛隊法第122条第1項）、それ以外の業務により防衛秘密を取り扱う者による防衛秘密の漏えい行為については、処罰の対象とはしていない。ここにいう「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」とは、「防衛秘密を取り扱うこと自体を担当業務とする者をいう。「業務」とは、本来、人が社会生活上の地位に基づき反復・継続して行う行為であり、通常、反復継続性が必要とされるが、取り扱うこと自体が業務とされれば、防衛秘密を取り扱うことの頻度、程度や、防衛秘密を取り扱うことが常態的であることは必ずしも必要とされるものではない。この「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」には、防衛秘密を取り扱う①防衛省の職員、②

国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者、③防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者、が該当する」(同「防衛秘密制度の解説」71頁)とされている。一方、「①防衛秘密の漏えい事件に携わる司法関係者、②秘密会において防衛秘密の提示を受けた国会議員、③許認可権限に基づき防衛秘密の提出を受けた国家公務員、④建築基準法等に基づく申請等により防衛秘密の提出を受けた地方公務員については、それぞれ、①司法目的、②立法目的、③④行政目的で防衛秘密に接する者であり、防衛秘密を取り扱うこと自体を反復・継続して行うものではないことから、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」には該当しないと言える。また、⑤国家間の協力のために防衛秘密に接することになった米国関係者についても、防衛秘密を取り扱うこと自体を反復・継続して行うものではないと解される。」(同「防衛秘密制度の解説」71頁)とされている。

上記のとおり、自衛隊法は、防衛秘密の取扱いの業務に関してのみ規定しており、これに該当しない業務による防衛秘密の取扱いについては、防衛秘密の取扱いが想定されているにもかかわらず、何ら規定を設けていない。

2 本法における取扱い

自衛隊法の防衛秘密の制度を参考に検討を行っている本法においても、特定秘密を取り扱うことを業務とする者(以下「取扱業務者」という。)とそれ以外の業務により特定秘密を取り扱う者(以下「業務知得者」という。)について、自衛隊法と同様に、次のとおり区別して取り扱うこととしている。

まず、他の行政機関の職員等に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合について、本法第5条は、「行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特定秘密(当該事項に該当するものに限る。)の取扱いの業務を行わせることができる。」などと規定し、自衛隊法第96条の2第3項と同様に、取扱業務者のみを規定の対象としており、業務知得者は規定の対象としていない。

また、罰則については、自衛隊法と同様に取扱業務者による故意・過失の漏えい罪を設けることに加え、業務知得者のうち、行政機関の職員と都道府県警察の職員に限って、故意・過失の漏えい罪を新たに設けることとしている。自衛隊法とは異なり、取扱業務者のみならず、業務知得者についても行政機関の職員と都道府県警察の職員に限って、故意・過失の漏えい罪を設けることとしているのは、そもそも自衛隊の任務等を定めることを目的とする自衛隊法とは異なり、本法が広く行政機関等を対象として特定秘密の漏えいの防止を図るために制定するものであり、取扱業務者以外の業務知得者についても、その漏えいについて処罰対象とすることが適当と考えられることから、業務知得者のうち、本法の対象とする行政機関又は都道府県警察の職員に該当する者については、処罰対象とすることとしたものである。

3 業務知得者を対象とする適性評価の要否

特定秘密を取り扱う場合に特定秘密を漏えいしてはならないという義務を負うこと

については、取扱業務者であっても業務知得者であっても変わるところはない。しかしながら、取扱業務者は、特定秘密を取り扱うこと自体を担当業務とする者であり、こうした業務の性格から、特定秘密を秘匿することが自己の業務の遂行のために本来的に必要であると考えられるのに対し、業務知得者は、特定秘密を取り扱うこと自体を担当業務とする者ではなく、捜査等他の正当な業務を遂行する必要から特定秘密を知得し、領有することとなる点で両者は異なる。そして、漏えいの法定刑についても、取扱業務者が職務上特定秘密の取扱いが当然に予定され、それ故に、特定秘密を厳格に保全することがその職務上強く求められる者であるため、業務知得者に比べてより厳格な秘密保全義務を負う者であることを前提に、取扱業務者による故意・過失の漏えいの法定刑が、業務知得者による場合よりも重いものとされているところである。

そこで、業務知得者を適性評価制度の対象とすべきか否か検討すると、適性評価は、評価対象者のプライバシーに深く関わる個人情報を取得して実施するものであり、適性評価の対象とする者をいたずらに広くするのは適切ではないと考えられるところ、業務知得者として考えられる行政機関等の職員（特定秘密に係る犯罪の捜査等に従事する者、予算編成等を担当する財務省主計官等、許認可権限に基づき特定秘密の提出を受ける国家公務員等）の範囲は広範囲に及び、また、これらの者が特定秘密を実際に取り扱うこととなるのか、取り扱うとしてもその具体的な時期等を想定することには困難を伴うにもかかわらず、特定秘密を取り扱うことが抽象的に排除できないことをもって、適性評価を実施することは適切ではないし、現実的ではないと考えられる。

また、本法は、特定秘密を「適確に保護する体制を確立した上で」、「活用すること」が重要であるとしており、特定秘密を省庁間で共有し活用するために必要な事項を定めることとしているところ、特定秘密を取り扱うこと自体を業務とする取扱業務者について適性評価を実施することとすれば、特定秘密を行政機関相互で共有するための体制が整備されていると言うことができ、本法の目的を十分に達することができる。

したがって、適性評価は、取扱業務者についてのみ実施し、業務知得者については、適性評価の対象とはしないこととする。

なお、業務知得者については、適性評価の対象とはしないものの、漏えい行為に関する罰則を今般設けることとしており、これにより漏えいの防止が十分に図られるものと考えられる。

【条文イメージ】(別紙参照)

(特定秘密の取扱いの業務に従事する者等)

第六条 行政機関において特定秘密の取扱いの業務に従事することができる者は、次の各号に掲げる者であつて、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一 当該行政機関の職員であつて、その者についての次条第二項の評価で直近に実施されたものにより特定秘密の取扱いの業務に従事する適性(以下単に「適性」という。)を有すると認められたもの
当該行政機関の長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二 当該行政機関の職員であつて、第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの
当該行政機関の長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと(当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長がその者に対し次条第六項の規定による通知をした場合を除く。)

2 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、特定秘密の取扱いの業務に従事することができるものとする。

一 当該行政機関の長

二 次に掲げる職を占める者

イ 国務大臣(前身に掲げる者を除く。)

ロ 内閣官房副長官

ハ 内閣総理大臣補佐官

ニ 副大臣

ホ 大臣政務官

ヘ ホイからホニまでに掲げるもののほか、その任命の方法及び職務の特性その他の事情を勘案し、次条第一項の評価の対象とすることが適当でない職として政令で定める職

~~ニ 特定秘密に係る犯罪の捜査その他の特定秘密を取り扱うことが必要な事務を偶発的に行うこととなるものは従事する行政機関の職員であつて、当該行政機関の長が当該職員の同意を得た上その職員の職務の適任確保(次条第二項各号に掲げる事項又は当該事項に関し特定秘密の漏えい防止措置)がなされ、かつ、当該職員の職務の適任確保に関する事項が当該職員の職務の適任確保に係るものである特定の事項が存在しないこととなる職は、前項に定めるものはより適任確保の措置を講ずる。以下同じ~~

しを講じたもの（当該事務を遂行するため必要最小限度の特定秘密を三月を超えない期間内におおし取り扱ふ場合は限る。）

（即）法令の規定により他の行政機関の職員をもつて充てられている当該行政機関の職員であつて、前項及びこの項（この号を除く。）の規定により当該他の行政機関において特定秘密の取扱いの業務に従事する事ができるもの

3 第一項及び前項第一号、第二号及び第四号を除く。この規定は、都道府県警察における特定秘密の取扱いの業務について準用する。この場合において、第二項中「行政機関において」とあるのは「都道府県警察において」と、同項各号及び前項第二号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、同項各号及び前項第一号及び第二号中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、それぞれ読み替へるものとする。

4 行政機関の長は、前条第三項の規定により契約業者に特定秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該業務に係る契約において、次の各号に掲げる者であつて、当該各号に定める要件に該当するもののみが特定秘密の取扱いの業務に従事すべき旨の条件を付するものとする。

一 当該契約業者の役員等（契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）であつて、その者についての第十一条第二項の規定により読み替へておし準用する次条第一項の評価で直近に実施されたものにより適性を有すると認められたもの 当該行政機関の長が当該契約業者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二 当該契約業者の役員等であつて、第十一条第二項の規定により読み替へておし準用する第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの 当該行政機関の長が当該契約業者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長が当該契約業者に対し第十一条第二項の規定により読み替へておし準用する次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

第四章 適性評価等

（行政機関の職員に係る適性評価）

第七条 行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特定秘密の取り扱いの業務に従事しなかった場合に
おいてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

- 一 当該行政機関の職員として特定秘密の取り扱いの業務に従事する者が見込まれることとなった者
 - 二 当該行政機関の長が第六項の規定による適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあつては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であつて、当該通知をした日から五年を経過した日以後特定秘密の取り扱いの業務に従事する者が見込まれるもの
 - 三 当該行政機関の長が第六項の規定による適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過していない者であつて、当該行政機関の長が特定秘密の保護を適切かつ確実にを行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの
- 2 行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

- 一 特定有害活動との関係に関する事項
 - 二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
 - 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
 - 四 薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
 - 五 精神疾患に関する事項
 - 六 飲酒についての節度に関する事項
 - 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- 3 行政機関の長は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）の家族（評価対象者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母及び子（評価対象者の子を除く。）をいう。以下この項において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及び住所に関する事項その他の前項第一号に掲げる事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

- 4 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。
- 一 行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨
 - 二 行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨
 - 三 第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨
- 5 行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」とし、若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 6 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。
- 7 前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適

- 性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。
- 8 第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかつたときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。
- 9 行政機関の長は、第六項の規定により評価対象者に通知された結果その他の適性評価に関する評価対象者の苦情について、政令で定めるところにより、適切に対応するものとする。
- 10 評価対象者は、前項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

第八条 行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であつて、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限り、）が⁽¹⁾は、~~は、~~特定秘密の取扱いの業務に従事することが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

- 一 前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特定秘密⁽¹⁾を取り扱いの業務

以外の目的のために、適性評価に関するその職員の職務が第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかつたこと、評価対象者について適性を有すると認めるかどうかの結果又は適性評価の実施に当たって取得する個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、当該個人情報により識別される者（国家公務員法（昭和二十五年法律第二十号）第三十八条各号、第三十九条各号若しくは第八十二条第二項各号、自衛隊法（昭和二十九年法律第四十五号）第三十八条第二項各号、第四十一条各号、第四十二条各号若しくは第四十六条第二項各号又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号、第二十八條第二項各号、同条第二項各号若しくは第二十九条第二項各号のいずれかに該当する者）が当該個人情報によつて生じたときは、この限りでない。ただし、適性評価の実施によつて、当該個人情報に係る特定の個人が国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二十八條各号、第七十八條各号、第七十九條各号若しくは第八十二条第二項各号、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六

十五号）第二十八條第二項各号、第四十二條各号、第四十三條各号若しくは第四十六條第二項各号又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六條各号、第二十八條第二項各号、同条第二項各号若しくは第二十九条第二項各号のいずれかに該当する疑いが生じたときは、この限りでない。

※ 契約業者及び準契約業者は労働者派遣（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第二条第十号に規定する労働者派遣をいう。）をする事業主は、契約業者の役員等が適性評価の実施に当たり前条において準用する第七條第四項の規定による同意をしなかつたこと、又は適性評価により適性を有しないと認められたことにより、当該契約業者の役員等が特定秘密を取り扱ふものがないよう措置を講ずる場合を除き、自ら利用し、又は提供してはならない。

（契約業者の役員等に係る適性評価等）

第十二条 第七條及び第八條の規定は、契約業者の役員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七條第二項第一号中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役員等」と、同条第六項中「行政機関の長は」とあるのは「行政機関の長は、契約業者の役員等が第四項の規定による同意をしなかつたときは、その旨を契約業者に対し」と、同項及び第八條第二項中「評価対象者」とあるのは

「契約業者及び評価対象者」と、第七条第六項中「通知しなければならない」とあるのは「通知しな
 ければならない。この場合において、当該契約業者は、その役員等が当該契約業者の指揮命令の下に労働
 する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年
 法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。）であるときは、当該通知された内容を当
 該契約業者の役員等が雇用する事業主に対し通知するものとする。」と、同条第八項中「前条第一項第
 一号」とあるのは「前条第四項第一号」と、第八条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「第十二条
 第二項の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 前条本文の規定は、契約業者及び契約業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主によ
 る個人情報利用及び提供の制限について準用する。この場合において、同条本文中「行政機関の長及び
 警察本部長」とあるのは「契約業者及び契約業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主
 」と、「その職員が第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかつ
 たこと、評価対象者について適性を有すると認めようかの結果又は適性評価の実施に当たって取得する
 個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等によ

り特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個
 人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは
 「次条第二項の規定により読み替えて準用する第七条第六項の規定により通知された内容」と、それぞれ
 読み替えるものとする。

（本利益取扱いの禁止）

~~第十二条 契約業者の役員等又は従業員等であつた者は、適性評価の実施については第十二条において準用する第七
 条第四項の規定による同意をしなかつたこと又は適性評価により適性を有しないと認められたことを理由として
 雇主の他の本利益を取扱い（特定秘密を取り扱うことにより識別される措置を除く。）を要しない。~~

（確認措置の実施はついで準用）

~~第十三条 第十二条及び前条第二項の規定は、確認措置の実施について準用する。この場合において、第十二
 条中「適性評価の実施以外の目的」とあるのは「適性評価又は確認措置の実施以外の目的」と、「適性
 評価の実施はついで」とあるのは「確認措置の実施はついで」と、前条第二項中「行政機関等の職員
 本適性評価の実施はついで」第七條第四項（第九條において準用する場合を含む。）の規定による同意をし~~

~~本条のただし書又は適性評価により適性を有しないも認められたことによるのは「行政機関等の職員が権
限行使の実施に及び」第4条第1項第3号（同条第3項はこれに準用する場合を含む。以下この項はこれ
を削ぐ。）の規定による同意をしないこと又は同条の規定による質問にその同意は規定する特定の事
実が存在しないことと確認されなかったことにより、これを証拠とすることはできない。~~

○都道府県警察における特定秘密の取扱いの業務(第六号第三項関係)

行政機関(既替之前)	都道府県警察(既替之後)
<p>(特定秘密の取扱いの業務に従事する者等)</p> <p>第六条 行政機関において特定秘密の取扱いの業務に従事することができる者は、次の各号に掲げる者であつて、当該各号に定める要件に該当するものとする。</p> <p>一 当該行政機関の職員であつて、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特定秘密の取扱いの業務に従事する適性(以下単に「適性」という。)を有すると認められたもの 当該行政機関の長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。</p> <p>二 当該行政機関の職員であつて、第八号第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの 当該行政機関の長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと(当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長がその者に対し次条第六項の規定による通知をした場</p>	<p>(特別秘密の取扱者等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第二項及び前項第一号の規定は、都道府県警察における特定秘密の取扱いの業務について準用する。この場合において、第二項中「行政機関において」とあるのは「都道府県警察において」と、同項各号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、同項各号及び前項第一号中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>【以下第六号第一項及び第二項第一号の適用部分(傍線部分が既替之前分)】</p> <p>(特定秘密の取扱いの業務に従事する者等)</p> <p>第六条 都道府県警察において特定秘密の取扱いの業務に従事することができる者は、次の各号に掲げる者であつて、当該各号に定める要件に該当するものとする。</p> <p>一 当該都道府県警察の職員であつて、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特定秘密の取扱いの業務に従事する適性(以下単に「適性」という。)を有すると認められたもの 当該警察本部長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。</p> <p>二 当該都道府県警察の職員であつて、第八号第二項の規定により適性を有すると仮に認められたもの 当該警察本部長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと(当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該警察本部長がその者に対し次条第六項の規定による通知をした場</p>
<p>合を除く。)</p> <p>2 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、特定秘密の取扱いの業務に従事することができるものとする。</p> <p>一 当該行政機関の長</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>合を除く。)</p> <p>2 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、特定秘密の取扱いの業務に従事することができるものとする。</p> <p>一 当該警察本部長</p>

平成25年5月 日
内閣情報調査室

配偶者、家族等に関する事項を調査事項として法律に明記することについて(案)

本法においては、行政機関の長及び警察本部長が適性評価を実施する場合に、評価対象者本人について調査を実施すべき事項として、第7条第2項において、

- ・ 特定有害活動との関係に関する事項
- ・ 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- ・ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
- ・ 薬物の濫用及び影響に関する事項
- ・ 精神疾患に関する事項
- ・ 飲酒についての節度に関する事項
- ・ 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

を明記した上で、同条第3項において、特定有害活動に関する事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについて調査を実施するものとしている。

これは、特定有害活動との関係に関する事項と評価対象者本人との関係を明らかにするための端緒となり得る事項について調査を実施することによって漏えいの蓋然性と結び付く可能性がある事項が見つかった者に対しては、そうでない者に対してよりも慎重に調査を実施する必要があるためである。

第7条第3項により政令で定めるものとして、

- ・ 学歴及び職歴に関する事項
- ・ 過去に有していた国籍に関する事項
- ・ 評価対象者の配偶者、家族及び同居人の氏名、生年月日及び、国籍及び住所並びに国籍に関する事項
- ・ 国外との関連を有する事情に関する事項（国外に保有する資産、国外への渡航の経歴等）

が考えられるところ、これらのうち、評価対象者の配偶者、家族及び同居人の氏名、生年月日及び、国籍及び住所並びに国籍に関する事項は、調査対象者本人に対する調査の一環として調査するものではあるものの、評価対象者本人以外の者に関する事項を調査するものでもあり、評価対象者本人の特定有害活動との関係に関する事項を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として、配偶者、家族等に関する一定の事項が調査対象となることを法文上明確にすることが適切であると考えられる。そこで、評価対象者の配偶者、家族及び同居人の氏名、生年月日、及び国籍及び住所並びに国籍に関する事項を「前項第一号に掲げる事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるもの」の例示として法律に明記することとする。

【条文イメージ】

(行政機関の職員に係る適性評価)

第七条 (略)

- 2 行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。
- 一 特定有害活動との関係に関する事項
 - 二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
 - 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
 - 四 薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
 - 五 精神疾患に関する事項
 - 六 飲酒についての節度に関する事項
 - 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- 3 行政機関の長は、評価対象者の家族（評価対象者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母及び子（評価対象者の子を除く。）をいう。以下この項において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及び住所に関する事項その他の前項第一号に掲げる事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

【用例】

- ・「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の例
- 社会保険協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）（抄）
 - 第五条 (略)
 - 一～三 (略)
 - 四 第一号又は前号のいずれかに該当する者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は子であつて政令で定めるもの
- 2 (略)

・「家族（…）」の例

- 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（抄）
 - （介護休業給付金）

第六十一条の六 介護休業給付金は、被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、対象家族（当該被保険者の配偶者、父母及び子（これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。）並びに配偶者の父母をいう。以下この条において同じ。）を介護するための休業をした場合において、当該休業を開始した日前二年間（当該休業を開始した日前二年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を二年に加算し

た期間（その期間が四年を超えるときは、四年間）に、みなし被保険者期間が通算して十二箇月以上であつたときに、支給単位期間について支給する。

2～6 （略）

・「同居人」の例

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2～5 （略）

6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がある養護する障害者について行う次に掲げる行為

イ～ハ （略）

ニ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

二 （略）

7・8

・「有していた…国籍」の例

○戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（抄）

第二百条 （略）

② 届書には、次の事項を記載し、国籍取得を証すべき書面を添付しなければならない。

一 （略）

二 国籍取得の際に有していた外国の国籍

三～五 （略）

・「氏名、生年月日、国籍…住所」の例

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）（抄）

（承認の申請）

第九条 第七条の規定による承認（以下「承認」という。）を受けようとする者は、氏名、生年月日、国籍、住所、外国弁護士となる資格を取得した年月日、その資格を取得した外国（次条において「資格取得国」という。）の国名、当該外国弁護士の名称その他の法務省令で定める事項を記載した承認申請書を法務大臣に提出しなければならない。

契約業者に労働者派遣をする事業主への適性評価の結果の通知について（案）

契約業者は、特定秘密に係る物件の製造等を行うに当たり、自ら雇用する者のみならず、派遣労働者に特定秘密を取り扱わせる場合があり得、この場合、当該派遣労働者は契約業者の役職員等として、適性評価が実施されることとなる。そして、契約業者の役職員等が適性評価の実施に同意しなかったことや適性を有すると認められたかどうか（以下「適性評価の結果等」という。）は、適性評価を実施した行政機関の長から契約業者に通知されるが、派遣労働者の適性評価の結果等については、当該派遣労働者を雇用する事業主（以下「派遣元事業主」という。）において、適切な雇用管理のために当然に把握し、必要な範囲でこれを利用・提供する必要がある。

まず、労働者派遣契約の締結に当たっては、派遣労働者が従事する業務の内容を定めることとされているが（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項第1号）、当該業務内容には、業務に必要とされる能力、行う業務等を具体的に記載することが必要とされていると解されており、通常、派遣労働者に特定秘密を取り扱わせることも明示されるものと考えられ、派遣元事業主は、派遣労働者の適性評価の結果等を把握した上で、契約業者に当該派遣労働者を派遣したり、必要に応じ、特定秘密の取扱いを要しない他の業務に従事させる必要がある。また、将来、適性評価を行った同一の行政機関の特定秘密を取り扱うこととなる業務に派遣労働者を従事させる場合には、既に行った適性評価の結果等を利用し、派遣の可否を判断する必要もある。

このように、派遣元事業主に対しても、自らの雇用する派遣労働者の適性評価の結果等が通知される必要があるが、適性評価を受けるべき派遣労働者とその派遣元事業主の双方を知り得る立場にあるのは、契約業者であり、本法においては、行政機関の長から適性評価の結果等の通知を受けた契約業者が、当該通知に係る派遣労働者を雇用する派遣元事業主に通知を行うこととするのが適当である。

そこで、契約業者は、自らの指揮命令の下に労働する派遣労働者の適性評価の結果等を派遣元事業主に通知することを本法に規定することとする。~~（本法では、第11条第2項において契約業者の役職員等の個人情報^{（注）}の利用^{（注）}提供を制限することとしていることから、本法の明文で規定を設けないと、契約業者から派遣元事業主に対するこうした情報の提供自体もできないと解されるおそれがある。）~~

【条文イメージ】

（契約業者の役職員等に係る適性評価等）

第十一条 第七条及び第八条の規定は、契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七条第一項第一号中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役職員等」と、同条第六項中「行政機関の長は、」とあるのは「行政機関の長は、契約業者の役職員等が第四項の規定による同意をしなかったときは、その旨を契約業者に対し、」と、同条第六項及び第八条第二項中「評価対象者」とあるのは「契約業者及び評価対象者」と、第七条第六項中「通知しなければならない。」とあるのは「通知しなければならない。この場合において、当該契約業者は、その役職員等が当該契約業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の

適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。）であるときは、当該通知された内容を当該契約業者の役職員等を雇用する事業主に対し通知するものとする。」と、同条第八項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第四項第一号」と、第八条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「第十一条第一項の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 (略)

【読替え後の条文イメージ】

第七条 (略)

2～5 (略)

6 行政機関の長は、契約業者の役職員等が第四項の規定による同意をしなかったときは、その旨を契約業者に対し、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を契約業者及び評価対象者に対し通知しなければならない。この場合において、当該契約業者は、その役職員等が当該契約業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。）であるときは、当該通知された内容を当該契約業者の役職員等を雇用する事業主に対し通知するものとする。

7～9 (略)

【参照条文】

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）(抄)

(用語の意義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 派遣労働者 事業主が雇用する労働者であつて、労働者派遣の対象となるものをいう。

三～六 (略)

(契約の内容等)

第二十六条 労働者派遣契約（当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。）の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

一 派遣労働者が従事する業務の内容

二～十 (略)

2～7 (略)

【用例】

・「その指揮命令の下に労働する派遣労働者」の例

○公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）(抄)

(不利益取扱いの禁止)

第五条 (略)

2 前条に規定するもののほか、第二条第一項第二号に掲げる事業者は、その指揮命令の下に労働する派遣労働者である公益通報者が第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、当該公益通報者に係る労働者派遣をする事業者に派遣労働者の交代を求めることその他不利益な取扱いをしてはならない。

・「通知された内容」の例

○薬剤師法(昭和三十五年法律第四百十六号)(抄)

(免許の取消し等)

第八条 (略)

2～17 (略)

18 第六項の規定により意見の聴取を行う場合における第七項において読み替えて準用する行政手続法第十五条第一項の通知又は第十二項の規定により弁明の聴取を行う場合における第十三項の通知は、それぞれ、前項の規定により通知された内容に基づいたものでなければならない。

19 (略)

○医師法(昭和三十二年法律第二百一十号)(抄)

第七条 (略) 医師が、第三条に該当するときは、厚生労働大臣は、その免許を取り消す。

2～16 (略)

17 第五項の規定により意見の聴取を行う場合における第六項において読み替えて準用する行政手続法第十五条第一項の通知又は第十一項の規定により弁明の聴取を行う場合における第十二項の通知は、それぞれ、前項の規定により通知された内容に基づいたものでなければならない。

18 (略)

適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限について（案）

1 行政機関の長等による個人情報の利用・提供の制限

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第8条第1項は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを禁止しているが、その例外として、同条第2項において、例えば、「行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」には、本来の利用目的以外に保有個人情報を利用することなどが認められている。

ところで、適性評価において取得される個人情報は、通常の人事管理上保有される個人情報以外にも、精神疾患や経済的な状況といったプライバシーに深く関わるものを含んでおり、慎重な取扱いが求められるところ、上記のように例外的にせよ、目的外の利用・提供が認められるとすれば、評価対象者は適性評価の実施以外の目的のために、自らの個人情報が、例えば人事評価等において利用・提供されるのではないかといった懸念が払拭できず、適性評価の実施に当たって、また、実施後も不信感や不安感が生じるおそれがある。また、こうしたプライバシーに深く関わる情報を取得して行う適性評価の実施について同意をしなかったこと又はかかる情報を取得した上で評価した結果である適性を有すると認めるかどうかの結果についても、適性を有すると認められた者以外の者がのみは特定秘密を取り扱わないようにする~~せる~~目的以外での利用・提供が認められるとすれば、適性評価において取得される個人情報の場合と同様に、不信感や不安感が生じるおそれがあり、適性評価制度そのものの信頼性に疑問が生じ、適性評価を受けること自体を躊躇するなど、適性評価制度の実効性を損なうことにもなりかねない。

そこで、本法においては、適性評価の実施に当たって取得する情報とともに、適性評価の実施について同意しなかったこと、適性を有すると認めるかどうかの結果（以下「適性評価の結果等」という。）について、行政機関個人情報保護法第8条第2項よりも、更に目的外利用・提供の範囲を制限し、適性を有すると認められた者以外の者がのみは特定秘密を取り扱わないようにする~~せる~~目的以外での利用・提供を禁止することとする。

ただし、適性評価で調査する事項は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）等に規定する欠格条項、分限処分又は懲戒処分（以下「懲戒処分等」という。）の対象となる事由と関係を有する事項があることから、適性評価を実施するために行う調査において、評価対象者について懲戒処分等に該当する事由が明らかになることも想定される。このような個人情報を懲戒処分等のために、利用・提供することも禁止することとする場合、行政機関の長及び警察本部長において、懲戒処分等に該当する事由の存在を認識しながら、何らの措置を取ることができず、結果として職務を遂行することについての適格性を欠く者をその職位にとどまらせるという不合理な事態が生じることとなる。したがって、適性評価の実施によって懲戒処分等に該当する疑いが生じたとき

に限って、個人情報の利用・提供を例外的に認めることとする。

2 契約業者の個人情報の利用・提供の制限

(1) 利用・提供の制限の趣旨

契約業者がその役職員等に特定秘密を取り扱わせるためには、当該役職員等が適性を有すると認められたかどうかについて契約業者自身が把握しておく必要があることから、当該役職員等に対する適性評価を実施した行政機関の長は、その役職員等の適性評価の結果等を、評価対象者に加え、契約業者に対しても通知することとしている。

契約業者に通知される適性評価の結果等は、精神疾患や経済的な状況といったプライバシーに深く関わるものを含む個人情報を取得することを前提としたものであり、上記1のとおり、適性評価制度の実効性を確保するためには、個人情報として慎重な取扱いを行うことが必要である。したがって、本法では、適性評価の結果等を利用・提供することを原則として禁止する規定を設けることとする。

(2) 契約業者の利用・提供の制限の例外

上記(1)のとおり適性評価の結果等を利用・提供することを禁止するとしても、契約業者は、適性を有すると認められた役職員等のみに特定秘密を取り扱わせるという義務を行政機関との契約上負っており、この義務を契約業者が履行するため、適性評価の結果等を利用・提供することが必要となる場合がある。

具体的には、利用については、例えば、契約業者が適性を有すると認められた役職員等のみを特定秘密を取り扱わせる職に配置したり、適性を有しないと認められた役職員等を特定秘密を取り扱うことのないよう配置転換等の措置を講じるため、適性評価の結果等を自ら利用することが想定される。

また、提供については、例えば、契約業者が、契約業者に労働者派遣された派遣労働者について、契約業者に労働者派遣する事業主（以下「派遣元事業主」という。）に対し、適性を有しない派遣労働者の交代を求める場合に、当該派遣労働者が適性を有しないことを提供することなどが想定される。

これらの利用・提供については、適性評価の実施に伴うものとして当然に予定されるものであることから、適性を有すると認められた者以外の者がのみ特定秘密を取り扱わないようにする~~せる~~目的での利用・提供を、個人情報の利用・提供の禁止の例外として規定することとする。

なお、本法第11条第1項の規定により読み替えて準用する第7条第6項の規定に基づき、契約業者が、その指揮命令の下に労働する派遣労働者について、派遣元事業主に対し、行政機関の長から通知された適性評価の結果等を通知することとしているが、当該通知は、適性を有すると認められた者以外の者がのみ特定秘密を取り扱わないようにする~~せる~~目的での提供と言えることから、これを個人情報の目的外での利用・提供の禁止の例外として改めて規定する必要はない。

(3) 個人情報保護法との関係

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第16条第1項は、「個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。」と規定し、個人情報取扱事業者に対して、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことを禁止するものの、本人の同意が

ある場合その他一定の場合については目的外の利用・提供を容認している。

しかしながら、適性評価の結果等を行政機関の長が契約業者に通知することとしたのは、適性を有すると認められた者以外の者がのみは特定秘密を取り扱わないようにするせる目的のためであり、仮に、本人の同意がある場合に利用目的外の利用・提供が認められるとすると、適性評価の結果等が人事考課に利用されるなど、適性評価制度が予定していない形で利用される可能性が否定できず、適性評価制度そのものの信頼性・実効性を損なうことになりかねない。また、個人情報保護法に定めるその他の事由により、適性評価の結果等を契約業者が利用・提供することは想定されず、仮に、当該情報を第三者に提供する必要がある場合には、適性評価を実施した行政機関がこれを提供することが適切であると考えられる。

したがって、個人情報保護法第16条よりも更に目的外利用・提供の範囲を制限し、本人の同意等の有無にかかわらず、適性を有すると認められた者以外の者のみはが特定秘密を取り扱わせるないようにする目的以外での利用・提供を禁止する必要がある。

3 派遣元事業主による個人情報の利用・提供の制限

本法第11条第1項の規定により読み替えて準用する第7条第6項の規定により、派遣元事業主は、契約業者から適性評価の結果等が通知されることから、派遣元事業主についても、個人情報を利用・提供することを原則として禁止する必要がある。

一方で、例えば、派遣元事業主が、契約業者との間で特定秘密を取り扱うことを内容とする労働者派遣契約を締結した場合、過去に適性を有すると認められた派遣労働者のみを契約業者に派遣するために、派遣元事業主が適性評価の結果等について自ら利用する場合等が想定される。

したがって、契約業者による個人情報の利用・提供の禁止と同様に、派遣元事業主による適性評価の結果等の利用・提供についても、適性を有すると認められた者以外の者がのみは特定秘密を取り扱わないようにするせる目的以外での利用・提供を禁止することとする。

なお、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第24条の3第1項は、「派遣元事業主は、労働者派遣に関し、労働者の個人情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務（略）の目的の達成に必要な範囲内で労働者の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。」と規定しており、目的外であっても本人の同意を得た場合等には例外的に個人情報の使用が認められる余地があるとしているが、上記2と同様に、本人の同意があつたとしても、目的外の利用・提供を認めることは適切ではなく、本規定により、適性評価の結果等については、適性を有すると認められた者のみは以外の者が特定秘密を取り扱わないようにするせる目的以外での利用・提供を禁止する必要がある。

【条文イメージ】

（適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限）

第十条 行政機関の長及び警察本部長は、特定秘密の取扱者の制限以外の目的のため

に、その職員が第七条第四項（第九条において準用する場合も含む。）の規定による同意をしなかったこと、評価対象者について適性を有すると認めるかどうかの結果又は適性評価の実施に当たって取得する個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下この項において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、適性評価の実施によって、当該個人情報に係る特定の個人が国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第三十八条各号、第七十八条各号、第七十九条各号若しくは第八十二条第一項各号、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号、第四十二条各号、第四十三条各号若しくは第四十六条第一項各号又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号、第二十八条第一項各号、同条第二項各号若しくは第二十九条第一項各号のいずれかに該当する疑いが生じたときは、この限りでない。

（契約業者の役職員等に係る適性評価等）

第十一条（略）

- 2 前条本文の規定は、契約業者及び契約業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主による個人情報の利用及び提供の制限について準用する。この場合において、同条本文中「行政機関の長及び警察本部長」とあるのは「契約業者及び契約業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主」と、「その職員が第七条第四項（第九条において準用する場合も含む。）の規定による同意をしなかったこと、評価対象者について適性を有すると認めるかどうかの結果又は適性評価の実施に当たって取得する個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは「次条第一項の規定により読み替えて準用する第七条第六項の規定により通知された内容」と、それぞれ読み替えるものとする。

【読替え後の条文イメージ】

第十条 契約業者及び契約業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主は、特定秘密の取扱者の制限以外の目的のために、次条第一項の規定により読み替えて準用する第七条第六項の規定により通知された内容を自ら利用し、又は提供してはならない。

【用例】

・「(以外の目的のために) ……利用し、又は提供してはならない」の例

○統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（調査票情報の提供）

第三十三条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

- 一 行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者 統計の作成等又は

統計を作成するための調査に係る名簿の作成

- 二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 当該総務省令で定める統計の作成等
(匿名データの提供)

第三十六条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを提供することができる。

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第四十三条 (略)

- 2 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者若しくは第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報又は当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

(指定情報処理機関への通知等)

第三十条の十一 委任都道府県知事は、第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報を、指定情報処理機関に通知するものとする。

2～9 (略)

(本人確認情報の利用及び提供の制限)

第三十条の三十 (略)

- 2 指定情報処理機関は、第三十条の十第一項の規定により第三十条の七第三項から第六項まで又は第三十七条第二項に規定する委任都道府県知事の事務を行う場合を除き、第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報を利用し、又は提供してはならない。

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）

(無線局に関する情報の公表等)

第二十五条 (略)

- 2 前項の規定により公表する事項のほか、総務大臣は、自己の無線局の開設又は周波数の変更をする場合その他総務省令で定める場合に必要とされる混信若しくはふくそうに関する調査又は第二十七条の十二第二項第五号に規定する終了促進措置を行おうとする者の求めに応じ、当該調査又は当該終了促進措置を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に係る情報であつて総務省令で定めるものを提供することができる。
- 3 前項の規定に基づき情報の提供を受けた者は、当該情報を同項の調査又は終了促進措置の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

RE: 回答の送付について

送信日時: 2013年5月14日 17:55
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
Cc: [redacted]
添付ファイル: 【防衛省】意見等(250514).docx (19 KB); 秘密保全法制に関する質問に対する回答.pdf (54 KB)

内調 [redacted] 様
お世話になります。
先般いただきました資料につきまして、添付のとおり、質問等を提出させていただきますので、よろしくお
願いいたします。
(内容は、本日、[redacted] 補佐と調整をさせていただいております)

また、依然に [redacted] 補佐からご質問いただいた点につきまして、PDFのとおり、回答させていただきます。
こちらのほうはPWがかかっておりますので、後ほどメールでお知らせいたします。

防衛省防衛政策局調査課
情報保全企画室総括・保全班
[redacted]
代表) 03-3268-3111
内線) [redacted]

-----Original Message-----

From: [redacted] [mailto:[redacted]]
Sent: Monday, May 13, 2013 12:08 PM
To: [redacted]
Cc: [redacted]
Subject: 回答の送付について

防衛省 防衛政策局調査課 [redacted] 様、[redacted] 様
いつもお世話になってます。
添付のとおり回答しますのでよろしくお願いいたします。

内閣官房内閣情報調査室総務部
[redacted]
[redacted]
Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])
[redacted] (直通)
Fax 03-3592-2307

資料の送付

送付日時: 2013年5月17日 15:37
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
添付ファイル: 250517 警務隊における保管数等[提出版].docx (16 KB)

様
大変お世話になります。
遅くなりましたが、先日の法制局からの宿題を回答させていただきます。
※ 補佐にお渡しいただけますと助かります。
よろしくお願いいたします。

防衛省防衛政策局調査課
情報保全企画室総括・保全班

代表) 03-3268-3111
内線)

「注意」（機密性情報 2）

平成 25 年 5 月 17 日

防衛省防衛政策局調査課

警務隊における防衛秘密の保管状況及び取扱者指定状況について

1 防衛秘密の保管状況

警務隊は、「警務隊の組織及び運用に関する訓令」（昭和 34 年陸上自衛隊訓令第 61 号）第 3 条において、「警務隊本部、中央警務隊及び方面警務隊から成る」とされています。

警務隊において保管する防衛秘密は、上記の警務隊本部、中央警務隊及び方面警務隊において作成したもの（大半が毎年作成する「防衛警備等計画」）のほか、他自衛隊等から受領したもの（同じく、大半が毎年作成される「防衛警備等計画」）であり、それぞれの部隊において、現在、防衛秘密の取扱いの業務を行っている。

① 文書、図画

■ 件（原議）

■ 部（原議の複製物、他部署から受領したもの）

（保管例「防衛警備等計画」、自衛隊法別表第 4 該当号数「第 1 号」）

② 物件

■ 件

■ 部

（保管例「暗号、規約」、自衛隊法別表第 4 該当号数「第 7 号」）

2 取扱者の指定状況

管理者補・保全責任者 ■ 名

取扱者 ■ 名

※ 警務隊全体の人数は、約 1, 500 名

※ 警務隊本部において防衛秘密の取扱いの業務を行っている部署は、■

■ であり、当該部署は、■

■ を所掌している。

「秘密保全法制に係る意見等の提出について」（平成25年5月14日付け）に対する回答について

標記について、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

【質問】

1 「配偶者、家族等に関する事項を調査事項として法律に明記することについて」について

- ① 本ペーパー中「配偶者、家族等に関する一定の事項が調査対象となることを法文上明確にする」理由として、「評価対象者本人以外の者に関する事項を調査するものであるからとの記述がありますが、他に具体的な理由があれば、ご教示いただきたい。
- ② 法案の調査事項を具体化した「調査票」はどのような形式（政令、ガイドライン等）で定める予定ですか。
- ③ また、「調査票」の調査項目について、各省庁の裁量はどの程度あるとお考えですか。

(回答)

1 ①について

配偶者、家族等に関する事項を調査事項として法律に明記することとした理由は、平成25年5月13日に当室より送付した「配偶者、家族等に関する事項を調査事項として法律に明記することについて（案）」に記載したとおりであるが、このほか、本法第7条第3項に規定する「前項第一号に掲げる事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるもの」として具体的にどのような事項を想定しているのか必ずしも明らかではないことから、家族等に関する一定の事項を政令で定めるものの例示として法文上明記し、政令で定めるものとして具体的にどのような事項を想定しているのか明らかにすることが適当であることが挙げられる。

1 ②について

現在のところ、質問票はガイドラインにおいて定めることを予定している。

1 ③について

適性評価において調査する事項は、本法第7条第2項及び第3項において定めるものであり、質問票は、法律で規定された調査事項について、具体的にどのような事実を調査するのか、調査項目を具体化したものであることから、また、適性評価の統一的な運用という観点からも、省庁ごとに質問票の調査項目が異なることは認められない。

2 「内閣総理大臣補佐官を適性評価の対象外とすることについて」について

今般、内閣総理大臣補佐官を個別に「職務の特性等を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職を占める者」として整理された経緯、理由を具体的にご教示いただきたい。

(回答)

内閣総理大臣補佐官については、内閣総理大臣のブレーンとして、内閣総理大臣の思考及び判断を助けるという職責の重大性やその任免が内閣総理大臣の申出により内

閣において行うこととされていることなどの理由から、国务大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官と同様に適性評価の対象外とすることが適当であり、適性評価の対象外とする者として法文上明記することとしたものである。

【意見】

○ 「内閣総理大臣補佐官を適性評価の対象外とすることについて」について

防衛省における防衛大臣補佐官についても「職務の特性等を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職を占める者」に含めていただきたい。

(理由)

防衛省には、防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第7条の規定に基づき、「防衛省の所掌事務に関する重要事項に関し、防衛大臣に進言し、及び防衛大臣の命を受けて、防衛大臣に意見を具申する」者として、「防衛大臣補佐官」を置くことができるとされています。

この点、防衛大臣補佐官は、防衛省の所掌事務に関する重要事項に関し、防衛大臣に進言するなど、防衛大臣のブレーンとして防衛大臣を補佐することが期待されている点や、その任務を達成するために必要がある場合には、その範囲内で秘密に接することがあり、仮に、適性評価により適性を有しないと認められ特定秘密を取り扱うことができないということになれば、防衛大臣に対する補佐を十分に全うすることができなくなる点について、内閣総理大臣補佐官と同様の職責を有しているものと考えられます。

また、防衛大臣補佐官の任免は、防衛大臣が行うこととされていますが（同法第7条第4項）、この際も、内閣総理大臣が内閣総理大臣補佐官の任命の申出を行う際と同様に、防衛大臣が防衛大臣補佐官の任命を行うに当たっては、上記の様な防衛大臣補佐官の職責の重要性に鑑み、特定秘密を取り扱う蓋然性を考慮することが合理的に期待されているものと考えられます。

さらには、防衛大臣補佐官については、内閣総理大臣補佐官や国务大臣秘書官と同様の考え方により、守秘義務違反に係る罰則規定が設けられていません。これは、特別職の国家公務員のうち、①「政治」に属する職、②内閣と一体となって行動を共にすべき職及び③内閣総理大臣や国务大臣の分身ともいえる職については、一般に、守秘義務違反に係る罰則規定が設けられていないことを踏まえ、防衛大臣補佐官もこの③に属するものとして整理された経緯があります。

加えて、現在、職務の特性等を勘案し、適性評価の対象外とされている職（副大臣、大臣政務官等）との整合性の観点からも、防衛大臣補佐官を適性評価の対象外とすることには合理性があると考えます。

以上の防衛大臣補佐官の役割、職務の特性等を踏まえると、防衛大臣補佐官についても、「職務の特性等を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職を占める者」に含めていただくようお願いいたします。

(回答)

受け入れられない。

(理由)

御意見では、まず、防衛大臣補佐官が、「内閣総理大臣補佐官と同様の職責を有しているものと考えられ」としているが、内閣総理大臣補佐官が、「内閣の重要施策に関し」、「内閣総理大臣」に進言・意見具申するものであるのに対し、防衛大臣補佐官は「防衛省の所掌事務に関する重要事項に関し」、「防衛大臣」に進言・意見具申するものであり、両者の事務の内容と補佐する対象は異なっている。したがって、

防衛大臣補佐官の職責が内閣総理大臣補佐官と同様のものと言うことはできない。

また、防衛大臣補佐官の任免は防衛大臣が行うのに対し、内閣総理大臣補佐官の任免は、内閣総理大臣の申出により内閣において行うものであり、内閣総理大臣や内閣の関与という点で両者は異なっている。(なお、その任免を内閣が行うこととされている特命全権大使等の外務公務員について、外務大臣の申出により行うものであることから、内閣総理大臣の申出により内閣が任免する内閣総理大臣補佐官と異なるものとして、本法案においては、特命全権大使等の外務公務員は適性評価の対象外とはしていないところである。)

さらに、御意見では、副大臣、大臣政務官等との整合性の観点からも、「防衛大臣補佐官を適性評価の対象外とすることには合理性があると考え」られるとしているが、副大臣は大臣が不在の場合にあらかじめその命を受け、その職務を代行する(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第16条第3項)こととされており、大臣政務官は、大臣及び副大臣と共に、意思決定を行うなど当該行政機関の運営に責任を有しており、両者については、適性評価の結果、特定秘密を取り扱うことができない場合、当該行政機関の運営に支障が生じるおそれがあることから、適性評価の対象外としたものである。したがって、これらの者を適性評価の対象外としていることと御意見のとおり防衛大臣補佐官を適性評価の対象外に加えることと同列に取り扱うことはできない。

以上のことから、防衛大臣補佐官を適性評価の対象外とする理由はないものと考えている。

回答の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年5月28日 12:08

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

安危 丸山様

先日いただいた質問に対して以下のとおり回答しますのでよろしくお願い致します。

(1) 従来 of 別表は、それぞれ、第1号は防衛省、第2号は警察庁、海保庁等の国内治安関連省庁、第3号は外務省がその所掌事務から主にその対象事項を所管している省庁であることが想定されていたと考えられます。

他方、今回の表建ての場合、第3号については、主にいかなる省庁の事務に関連する事項なのか不明瞭になっているように見えますが、今般、特定秘密として指定できる事項の範囲として、外務省の所管されていた外交に関する事項の範囲を超えて、指定できるようにしたという理解になるのでしょうか。

たとえば、第3号ハについては、貨物検査法を所管する国土交通省や金融制裁措置を所管する財務省なども指定の対象となる事項を所管している主要関係省庁として想定されるという理解になるのでしょうか。

(回答) 従来から、本法案は、別表各号に掲げる事項を指定する行政機関を限定する規定振りとはしていません。また、別表第3号については、従来、外交に関する事項を規定していたところ、検討の中で、同号に規定すべき事項の対象を外交に関する事項に限定する必要がないと判断するに至り、お送りした案のような規定としました。したがって、今回の別表第3号では、貴見のとおり、外交に関する事項以外のものも行政機関の長が指定できるようになっています。

(2) 他方、また、この法律で定義する「安全保障等」に限っても、該当しうる事柄は極めて広範にわたると考えられますが、これらのうちなぜ、この3号の6項目が選択されたのか、どのような説明ぶりになっているのでしょうか。例えば、第2号イとの並びで、安全保障等のための措置に関する計画若しくは研究が規定されないのはいかなる理由からでしょうか。

(回答) ご指摘の第3号ハにおいては「計画若しくは研究」を規定していませんが、第1号及び第2号において「計画若しくは研究」と規定している事項、すなわち、安全保障等のために我が国が実施する措置について、とるべき措置の手順等を事前に作成したもので計画に相当するものや、様々な事態を想定して効率的かつ効果的に措置を講ずるための検討で研究に相当するものを、第3号ハにおいては「措置の方針」と規定しています。これは、安全保障等を実現するために、外国政府との交渉又は協力以外で国が講じる措置は、例えば他国を非難する声明の発出、大使の召還、禁輸措置等多岐にわたるため、必ずしもこれらの措置の「計画若しくは研究」と規定することが適切ではないと考えるためです。(なお、現在、実際に実施されている措置が含まれるよう「措置又はその方針」と再修正することを検討中です。)

(3) 「安全保障等」をこのような定義をした理由はなんでしょうか。また、掲げられている3つの事項のうち、どれが「安全保障」でどれが「等」なのでしょう。

(回答) 今回の「安全保障等」の定義は、修正前の第2条第3項第1号の「我が国の安全保障等」を具体的かつ詳細に規定すべきとの法制局の指摘を踏まえて、本法案により秘匿すべき事項についての関係省庁の二重が漏れることがない範囲で、可能な限り具体的かつ詳細に規定したものです。「等」は修正前の第2条第3項第2号に相当する「④我が国の領域(中略)外国との間で生じている問題の解決」と考えています。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[Redacted]

[Redacted]

Tel 03-5253-2111 (内線 [Redacted])

[Redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

回答の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年5月28日 12:09

宛先:

添付ファイル:【防衛省】法制に係る意見(250527)への回答.jtd (44 KB); 130527別表関係.jtd (33 KB)

防衛省 [redacted] 様

お世話になっております。別添のとおり回答しますのでご確認下さい。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[redacted]

[redacted]

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

(機密性 2 情報)

防衛省 担当者 殿

事務連絡
平成25年5月28日
内閣情報調査室

「秘密保全法制に係る意見等の提出について」に対する回答について

標記について、貴省からの5月27日付け意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 「第1号及び第2号に掲げる事項についての外国政府等との交渉の内容又は交渉・協力の方針は、別表第1号又は第2号に掲げる事項に該当する限り、別表第1号又は第2号により指定され得るものではあるが、これら別表第1号又は第2号に掲げる事項についても、交渉の内容と交渉・協力の方針という類型に着目して、これを独自の類型として保護する必要が認められ、また、これら事項については、個別の防衛やテロリズム防止等の観点に加え、安全保障等の観点から総合的な判断の下に行われるものである。したがって、別表第1号又は第2号に掲げる事項を含め、別表第3号において、安全保障等に関する交渉の内容又は交渉・協力の方針を一括して規定することとする。」とありますが、これは、

- ① 元来、別表第1号に掲げる事項についての外国政府等との交渉の内容又は交渉・協力の方針は、別表第1号を使って、特定秘密に指定できるところであるが、「交渉の内容と交渉・協力の方針という類型に着目して、…安全保障等の観点から総合的な判断の下に行われる」必要性があるとの理由から、今般、結論として、別表第1号に掲げる事項についての外国政府等との交渉の内容又は交渉・協力の方針は、別表第1号及び第2号から切り出して、別表第3号に一括して盛り込むこととした（「外国政府等との交渉の内容又は交渉・協力の方針」は、別表第1号又は第2号に掲げる事項に該当する場合であっても、新法の運用上、別表第3号を使って、これを特定秘密に指定することとする。）。
- ② 上記の必要性から、別表「第1号及び第2号に掲げる事項についての外国政府等との交渉の内容又は交渉・協力の方針」を別表第3号に一括して盛り込むこととしたものの、結局は、別表第1号及び第2号から、それぞれ「別表第3号イ及びロに掲げるものを除く」等との規定を置い

ていないため、「第 1 号及び第 2 号に掲げる事項についての外国政府等との交渉の内容又は交渉・協力の方針」は、今後も引き続き、別表第 1 号及び第 2 号に掲げる事項の中に残されたままである（ある「外国政府等との交渉の内容又は交渉・協力の方針」が別表第 1 号及び別表第 3 号のいずれにも該当するという場合は、運用上、各省庁の長が個別に判断し、適切な号を使って、これを特定秘密に指定することとする。）。

とのいずれの理解になりますか。

(回答) お尋ねの「第 1 号及び第 2 号に掲げる事項についての外国の政府等との交渉の内容又は交渉・協力の方針は、別表第 1 号又は第 2 号に掲げる事項に該当する限り、別表第 1 号又は第 2 号により指定され得るものではある」との記述は、「外国の政府等との交渉・協力の内容・方針に第 1 号及び第 2 号に該当する事項が含まれる場合、①当該事項を外国の政府等との交渉・協力の内容・方針の観点から捉えることが適切な場合には第 3 号イ又はロに該当する事項として特定秘密に指定する。一方で、②当該事項は第 1 号又は第 2 号に掲げる事項でもあることから、これらの観点から捉えることが適切な場合もあるところ、そのような場合には第 1 号又は第 2 号に該当する事項として特定秘密に指定する。」という趣旨です。この際、いずれの号によって特定秘密に指定するかについては、特定秘密の指定の要件該当性を判断する行政機関の長が、当該事項の内容を踏まえ、個別に判断することとなります。したがって、第 1 号及び第 2 号に掲げる事項と第 3 号イ又はロに掲げる事項は、前者から後者が切り出される、あるいは前者に係る後者は前者に残されているといった関係にあるわけではありません（防衛秘密制度においても、自衛隊法別表第 4 のいずれの号にも外国の政府等との交渉・協力の内容・協力という文言はない以上、外国の政府等との交渉・協力の内容・方針に同表各号に該当する事項が含まれる場合、当該事項はあくまでもこれら各号のいずれかの観点から捉えられた上で、防衛秘密に指定されていると考えられるところ、本法別表に第 3 号イ又ロが規定されることとなるとしても、第 1 号に掲げる事項への該当性に関する考え方が防衛秘密制度における考え方から変更されることはないと考えます）。

なお、以上の点について誤解が生じないよう、「別表第 3 号に規定する事項について(案)」ペーパーの 2 の関係部分を青字見え消し部のとおり修正しました。

- 2 1 において、仮に①の理解の場合は、太刀川法制局参事官の御理解・御発言を踏まえ、②の理解とした上、「別表第 3 号に規定する事項について」ペーパーの 2 の該当部分を修正していただきたい。

※ 文言の修正。

「安全保障等の観点から総合的な判断の下に行われるものである」を「安全保障等の観点から総合的な判断の下に行われることもある」

※ 例えば、2の末文に次の内容を加える。

「なお、上記の趣旨から『安全保障等に関する交渉の内容又は交渉・協力の方針』を第3号に一括して規定することとしたが、『安全保障等に関する交渉の内容又は交渉・協力の方針』は、現行の自衛隊法における防衛秘密制度の運用を踏まえると、別表第1号（又は第2号）にも該当する場合があることから、最終的に、別表第1号（又は第2号）と第3号のいずれの号によって特定秘密に指定するかについては、特定秘密の指定の要件該当性を判断する行政機関の長が、「安全保障等に関する交渉の内容」又は「交渉・協力の方針」の内容により、個別に、それを判断することとなる。」

(回答)「別表第3号に規定する事項について(案)」ペーパーの2の関係部分を青字見え消し部のとおり修正しました。貴修文案から変更した部分についての変更理由は上記1の回答のとおりです。

3 1において、仮に②の理解の場合は、②の趣旨が「別表第3号に規定する事項について」ペーパーにて明確になるよう、2の該当部分を修正して(例えば「なお書」等を追加して)いただきたい。

(回答)上記2の回答を参照ください。

4 別表第1号等の指定権について

ア 貴室とのこれまでの調整経緯を踏まえ、新法第3条第1項第1号に基づき、別表第1号を使って「別表第1号に掲げる事項についての外国政府等との交渉の内容又は交渉・協力の方針」を独自の判断で特定秘密に指定できるのは、防衛省(極一部について、例外的に内閣官房)のみであると理解しており、貴室においても同じ理解と承知しております。この理解に変わりはないですか。

(回答)本法第3条第1項に基づき特定秘密を指定するに際して、防衛に関して重要かどうかは、貴省と防衛政策を含めた重要政策の総合調整等をつかさどる内閣官房しか判断できないということではないか(平成24年4月25日の内閣法制局担当参事官の指摘)という点については、今回貴省に協議している同項及び別表の修正によって変更が生じるわけではありません。

イ 防衛省が、別表第 3 号を使って「別表第 1 号に掲げる事項についての外国政府等との交渉の内容又は交渉・協力の方針」を「防衛」又は「その他の安全保障等」の観点から特定秘密に指定する場合は、貴室とのこれまでの調整経緯を踏まえ、防衛省の独自の判断で指定する権限が与えられると理解しますが、この理解でよろしいですか。

(回答) ご指摘の「防衛省の独自の判断で指定する権限」が何かは明らかではありませんが、貴省が第 3 条第 1 項第 3 号の「防衛」の観点から「別表第 1 号に掲げる事項についての外国の政府等との交渉の内容又は交渉・協力の方針」を指定する場合、貴省は防衛に関して重要かどうかを判断できると考えます。他方、同号の「防衛」以外の「安全保障等」の観点から特定秘密に指定する場合については、貴省以外の省庁も、その所掌事務に基づいて「安全保障等に著しく支障を与えるおそれがある」か否かを判断することは可能であると考えます。

なお、いずれの場合であっても当該事項が、貴省と他省庁との間での共有事項である場合には協議を行うことが必要となります。

ウ 他方、他省庁が、別表第 1 号はもとより、別表第 3 号を使って「別表第 1 号に掲げる事項についての外国政府等との交渉の内容又は交渉・協力の方針」を「防衛」又は「その他の安全保障等」の観点から特定秘密に指定する場合についても、貴室とのこれまでの調整経緯を踏まえ、防衛省の判断を求めなければ指定することができないと理解しますが、この理解でよろしいですか(もし、他省庁も当該事項について独自の判断で指定できるようになった場合、部隊行動等に支障を及ぼす結果となり、あるいは、防衛省に伝達等されていない当該事項に関する情報等が防衛省に伝達等されなくなる等のおそれがあることから、従来から、貴室に申し上げているところ。)

(回答) 他省庁が、第 3 条第 1 項第 1 号又は第 3 号の「防衛」の観点から「別表第 1 号に掲げる事項についての外国の政府等との交渉の内容又は交渉・協力の方針」を指定する場合、内閣官房が指定する一定の場合を除き、別表第 1 号に掲げる事項についてのものである以上、貴省においても保有している事項であると考えられ、貴省は当該他省庁から共有事項として協議を受けるものと考えられます。他方、同号の「防衛」以外の「安全保障等」の観点から特定秘密に指定する場合については、当該他省庁の所掌事務に基づいて、「安全保障等に著しく支障を与えるおそれがある」か否か判断されるものであり、「我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがある」か否かとは、判断の観点が異なります。したがって、「別表第 1 号に掲げる事項

(機密性 2 情報)

についての外国の政府等との交渉の内容又は交渉・協力の方針」であることのみをもって、貴省に協議が必要とは解することはできないと考えられます。しかしながら、当該事項は、別表第 1 号に掲げる事項についてのものである以上、貴省においても保有している事項であると考えられ、当該他省庁が第 3 条第 1 項第 3 号の規定により指定をする場合、共有事項として貴省は当該他省庁から協議を受けるものと考えられます。

- 5 「第 1 号及び第 2 号に掲げる事項についての外国政府等との交渉の内容又は交渉・協力の方針は、別表第 1 号又は第 2 号に掲げる事項に該当する限り、別表第 1 号又は第 2 号により指定され得るもの」とありますが、これは、『第 1 号及び第 2 号に掲げる事項についての』外国政府等との交渉の内容又は交渉・協力の方針」であるため、「別表第 1 号又は第 2 号に掲げる事項に該当する限り」ではなく、当然に「別表第 1 号又は第 2 号に掲げる事項に該当する」と解します。「…該当する限り」とされている理由をご教示いただきたい。

(回答) 上記 1 の回答を参照ください。

- 6 「独自の類型として保護する必要が認められ」とありますが、その理由をご教示いただきたい。

(回答) 第 1 号又は第 2 号に掲げる個別の事項としてではなく、外国の政府等との交渉・協力の内容・方針として取り扱う必要があるためです。その趣旨を明確にするため、「別表第 3 号に規定する事項について (案)」ペーパーの 2 の関係部分を青字見え消し部のとおり修正しました。

- 7 「これら事項については、個別の防衛やテロリズム防止等の観点に加え、安全保障等の観点から総合的な判断の下に行われるものである」とありますが、これは、「別表第 1 号に掲げる事項についての外国政府等との交渉の内容又は交渉・協力の方針」は、例えば「防衛」の観点からだけでは特定秘密に指定し得ないから、「総合的な判断の下に行われる」と記述されたのでしょうか。

(回答) 外国の政府等との交渉・協力においては、第 1 号又は第 2 号に掲げる事項は、個別の防衛やテロリズム防止等の観点だけでなく、当該交渉・協力におけるその他の観点も踏まえた全体的な観点から判断されることがあるためです。その趣旨を明確にするため、「別表第 3 号に規定する事項について (案)」ペーパーの 2 の関係部分を青字見え消し部のとおり修正しました。

8 「3 別表第3号ハ及びニについて」において、別表第3号ハと別表第3号ニは、「別表第1号又は第2号において保護すべき事項として列挙すべき重要な事項であり」、「第3号において一括して規定する特段の理由もない」とあるので、反対解釈をすれば、「別表第1号に掲げる事項についての外国政府等との交渉の内容又は交渉・協力の方針」は、「列挙すべき重要な事項」でないから「一括して規定」されるものと考えられます。

かかる点を踏まえれば、「別表第1号に掲げる事項についての外国政府等との交渉の内容又は交渉・協力の方針」は別表第3号に集約されてしまう(別表第1号及び第2号には残らない)と理解できますが、この点について貴室のお考えをご教示いただくとともに、仮に、別表第3号に集約してしまうこと(別表第1号及び第2号には残さないこと)をお考えの場合は、太刀川法制局参事官の御理解・御発言を踏まえ、「別表第3号に規定する事項について」ペーパーの2の該当部分を修正していただきたい。

(回答) ご指摘の点についての考え方については上記1の回答を参照ください。

なお、当該部分については、誤解が生じることがないように、「別表第3号に規定する事項について(案)」ペーパーの3の青字見え消し部のとおり修正しました。

9 なお、本件照会后、第3号イ及びハについて当方において更に検討した結果、第3号イの規定振りに合わせて「協力の内容」を、また、第1号イ及び第2号イの規定振りに合わせて「措置」自体も、それぞれ規定することが適切と考えるに至ったため、「別表第3号に規定する事項について(案)」ペーパーの赤字見え消し部のとおり修正することとしました。また、第3号ハについては、「防衛力の整備に関する計画又は研究」も「措置の方針」と重なる部分があると考えに至ったことから、同ペーパーの緑字見え消しのとおり修正することとしました。同じ趣旨から、法案概要(3枚)、用例、条文案も修正しております。

別表第3号に規定する事項について（案）

1 別表第3号を規定する必要性

本法別表においては、第1号で「防衛に関する事項」を、第2号で「テロリズム防止等に関する事項」を、それぞれ規定しているが、国及び国民の安全の確保のために特定秘密として漏えいの防止を図るべき事項は防衛及びテロリズム防止等に関するものに限られるものではないことから、第1号又は第2号に掲げる事項以外で国及び国民の安全の確保のために類型的に秘匿する必要性が高いと認められる事項を規定する必要がある。

そこで、

- ① 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保
- ② 我が国の領域、排他的経済水域若しくは大陸棚の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国との間で生じている問題の解決
- ③ 外国における紛争（①に重要な影響を与えるものに限る。）の発生の防止又は紛争の停止若しくはその維持

の3つの分野を「安全保障等」と定義し、別表第3号において、安全保障等に関する事項について、類型的に秘匿する必要性が高いと認められる事項を規定することとしている。

2 別表第3号イ及びロの規定について

外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）との交渉又は協力により安全保障等を実現していくことは、国及び国民の安全の確保のために重要な政府の活動の一つであり、その際、我が国の交渉上の利益を図り、又は外国の政府等と協力を実効あらしめるためには、我が国の手の内や外国の政府等との信頼関係に係る事項を秘匿することが必要となる。このため、別表第3号イ及びロにおいては、交渉の過程や協力の具体的内容である「交渉又は協力の内容」（第3号イ）と、外国の政府等との交渉又は協力において我が国が達成すべき目標及びそれらを実現するための方策である「方針」（第3号ロ）を規定することとしている。

これらの事項の対象とする安全保障等に関する分野は、安全保障環境の改善や国際的な紛争の未然防止、米国を始めとする同盟国及び友好国との関係の維持・強化等に及び、防衛やテロリズム防止等に関するものに限られるものではない。

また、~~第1号及び第2号に掲げる事項についての外国政府等との交渉の内容又は交渉・協力の内容・方針~~は、別表第1号又は第2号により指定され得るものではあるが、これら別表第1号又は第2号に掲げる事項についても、~~交渉の内容と~~外国の政府等との交渉・協力の~~方針~~という類型に着目して、これを性格から我が国の手の内や外国の政府等との信頼関係に与える影響という観点から独自の類型として保護する必要が認められ、また、これ

ら事項~~は~~は、個別の防衛やテロリズム防止等の観点に加え、安全保障等の観点から総合的な判断の下に交渉・協力が行われる~~もの~~ことがある。

したがって、別表第1号又は第2号に掲げる事項を含め、別表第3号において、安全保障等に関する~~交渉の内容又は~~交渉・協力の内容・方針を一括して規定することとする。

なお、上記の趣旨から安全保障等に関する交渉・協力の内容・方針を第3号に一括して規定することとしているが、安全保障等に関する交渉・協力の内容・方針が、別表第1号（又は第2号）にも該当する場合に、最終的に、別表第1号（又は第2号）と第3号のいずれの号によって特定秘密に指定するかについては、特定秘密を指定する行政機関の長が、当該事項の内容を踏まえ、個別に、それを判断することとなる。

3 別表第3号ハ及び二について

(1)別表第3号ハについて

外国の政府等と交渉又は協力をを行うだけでなく、我が国として独自に様々な措置を講じることにより安全保障等を実現していくことも国及び国民の安全の確保のための重要な政府の活動であり、この際にも、当該措置を実効あらしめるためには我が国の手の内を秘匿することが必要となる場合があることから、別表第3号に「安全保障等のために我が国が実施する（中略）措置又はその方針」を規定することとしている（第3号ハ）。

一方で、別表第1号イに規定する自衛隊の運用又はこれに関する計画若しくは研究（計画の例として、外部からの武力攻撃等が生じた場合の自衛隊の活動の対処計画が考えられる。）や、同号ニに規定する防衛力の整備に関する計画又は研究、別表第2号イに規定するテロリズム防止等のため措置又はその計画若しくは研究（計画の例として、重大テロが発生した場合の関係機関の対処計画が想定される。）は、安全保障等のために実施する措置又はその方針であるとも言えるが、~~これらは~~しかしながら、交渉・協力の内容・方針といった独自の観点を規定することとした別表第3号イ又はロとは異なり、これら措置に関する事項については、別表第1号又は別表第2号においてそれぞれ保護すべき事項として列挙す~~べき重要な事項であり~~ることが適切であり、また、これを、~~安全保障等に関する交渉又は協力の~~ように第3号において一括して規定する特段の理由もないことから、別表第3号ハから第1号イ又は第2号イに掲げる事項を除くものとする。

なお、別表第3号ハにおいては、「措置又はその方針」とするのみで、「計画若しくは研究」を規定していないが、第1号及び第2号において「計画若しくは研究」と規定している事項、すなわち、安全保障等のために我が国が実施する措置について、とるべき措置の手順等を事前に作成したもので計画に相当するものや、様々な事態を想定して効率的かつ効果的に措置を講ずるための検討で研究に相当するものを、第3号ハにおいては「措置の方針」と規定している。これは、安全保障等を実現するために、外国政府との交渉又は協力以外で国が講じる措置は、例えば他国を非難する声明の発出、大使の召還、禁輸措置等多岐にわたるため、必ずしもこれらの措置の「計画若しくは研究」と規定することが適切ではないと考えられるからである。

(2)別表第3号ニについて

同様に、外国の政府等との交渉若しくは協力その他我が国が実施する措置により安全保障等を実現するためには、安全保障等に関する情報を収集することが不可欠であり、収集した情報は我が国の手の内又は外国の政府等との信頼関係に係る事項として秘匿することが必要となる場合があることから、別表第3号に「安全保障等に関し収集した（中略）重要な情報」を規定することとする（第3号ニ）。これに関しても、別表第1号ロに規定する「防衛に関し収集した（中略）重要な情報」や、第2号ロに規定する「テロリズム防止等に関し収集した重要な情報」は、安全保障等に関し収集した重要な情報であるとも言えるが、~~これらは~~交渉・協力の内容・方針といった独自の観点を規定することとした別表第3号イ又はロとは異なり、これら情報に関する事項については、別表第1号又は別表第2号においてそれぞれ保護すべき事項として列挙す~~べき重要な事項であり~~ることが適切であり、また、これを、~~安全保障等に関する交渉又は協力のうちに第3号において~~一括して規定する特段の理由もないことから、別表第3号ニから第1号ロ又は第2号ロに掲げる事項を除くものとする。

資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年5月28日 15:19

宛先:

添付ファイル: 外務省.zip (74 KB)

外務省 大臣官房総務課 [redacted] 様、[redacted] 様

いつもお世話になっております。

先日照会した資料につき各省からの意見等をふまえて修正の上、本日、内閣法制局へ持込んだものを送付いたします。

なお、目次にある「○防衛秘密の取扱いの業務に従事する警務官等について(案)」は取扱いに注意すべき情報が含まれていることから、資料自体は送付しませんのでご了承のほどお願いします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年5月28日 15:23

宛先:

添付ファイル: 防衛省.zip (74 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 [redacted] 様、[redacted] 様

いつもお世話になっております。

先日照会した資料につき各省からの意見等をふまえて修正の上、本日、内閣法制局へ持込んだものを送付いたします。

なお、目次にある「○防衛秘密の取扱いの業務に従事する警務官等について(案)」は取扱いに注意すべき情報が含まれていることから、資料自体は送付しませんのでご了承のほどお願いします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted]
[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年5月28日 15:23

宛先: 櫻井 壯太郎(副長官補本室); 淡路 恵介(副長官補本室)

添付ファイル: 内政.zip (74 KB)

内閣官房副長官補室(内政) 淡路様、櫻井様

いつもお世話になっております。

先日照会した資料につき各省からの意見等をふまえて修正の上、本日、内閣法制局へ持込んだものを送付いたします。

なお、目次にある「防衛秘密の取扱いの業務に従事する警務官等について(案)」は取扱いに注意すべき情報が含まれていることから、資料自体は送付しませんのでご了承のほどお願いします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

(直通)

Fax 03-3592-2307

資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年5月28日 15:24

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政.zip (74 KB)

内閣官房副長官補室(外政) 八幡様

いつもお世話になっております。

先日照会した資料につき各省からの意見等をふまえて修正の上、本日、内閣法制局へ持込んだものを送付いたします。

なお、目次にある「○防衛秘密の取扱いの業務に従事する警務官等について(案)」は取扱いに注意すべき情報が含まれていることから、資料自体は送付しませんのでご了承のほどお願いします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

(直通)

Fax 03-3592-2307

資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年5月28日 15:25

宛先:

添付ファイル: 公安庁.zip (74 KB)

公安調査庁 総務部審理室 [redacted] 様

いつもお世話になっております。

先日照会した資料につき各省からの意見等をふまえて修正の上、本日、内閣法制局へ持込んだものを送付いたします。

なお、目次にある「○防衛秘密の取扱いの業務に従事する警務官等について(案)」は取扱いに注意すべき情報が含まれていることから、資料自体は送付しませんのでご了承のほどお願いします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[redacted]
Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年5月28日 15:26

宛先:

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (24 KB); 130527別表関係.jtd (33 KB); 130528法案概要(3枚).jtd (53 KB); 条文案(11月20日持込版からの見え消し).jtd (160 KB); 別表用例.jtd (103 KB)

海上保安庁 総務部政務課 中溝様、壇原様

いつもお世話になっております。

先日照会した資料につき各省からの意見等をふまえて修正の上、本日、内閣法制局へ持込んだものを送付いたします。

なお、目次にある「○防衛秘密の取扱いの業務に従事する警務官等について(案)」は取扱いに注意すべき情報が含まれていることから、資料自体は送付しませんのでご了承のほどお願いします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])
(直通)

Fax 03-3592-2307

資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年5月28日 15:26

宛先:

添付ファイル: 経産省.zip (74 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 下堀様、鈴木様

いつもお世話になっております。

先日照会した資料につき各省からの意見等をふまえて修正の上、本日、内閣法制局へ持込んだものを送付いたします。

なお、目次にある「○防衛秘密の取扱いの業務に従事する警務官等について(案)」は取扱いに注意すべき情報が含まれていることから、資料自体は送付しませんのでご了承のほどお願いします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 (直通))

Fax 03-3592-2307

資料の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年5月28日 15:27

宛先:

添付ファイル: 経産省.zip (74 KB)

経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室 根橋様

いつもお世話になっております。

先日照会した資料につき各省からの意見等をふまえて修正の上、本日、内閣法制局へ持込んだものを送付いたします。

なお、目次にある「防衛秘密の取扱いの業務に従事する警務官等について(案)」は取扱いに注意すべき情報が含まれていることから、資料自体は送付しませんのでご了承のほどお願いします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])
(直通)

Fax 03-3592-2307

平成25年5月28日

秘密保全法制 法制局持込み資料

1 法案概要

- 法案概要（3枚）

2 別表関係

- 用例集
- 別表第3号に規定する事項について（案）

3 適性評価関係

- 防衛秘密の取扱いの業務に従事する警務官等について（案）

4 条文案・理由

- 条文案・理由

特~~定~~秘密の保護に関する法律案の概要

第1 趣旨

国及び国民の安全の確保我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特~~定~~秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資する。

第2 概要

1 特~~定~~秘密の管理に関する措置(1) 行政機関における特~~定~~秘密の指定等

ア 行政機関(※)の長は、次の①～③に掲げる事項(公になっていないものに限る。)を特~~定~~秘密として指定するものとする。

※ 行政機関の範囲及び単位を情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に定義。

① 別表第1号に該当する事項であって、その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

② 別表第2号に該当する事項であって、その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等(※)に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

※ 「テロリズム防止等」とは、⑦特定有害活動(国内外の組織によるテロ活動、外国の利益を図る目的で行われる諜報活動、大量破壊兵器関連物資の不正取引等の国及び国民の安全を脅かす活動)の抑止、①~~テロリズム等緊急事態~~(国内外の組織によるテロ活動、外国における騒乱の発生等の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態)による被害の発生・拡大の防止をいう。

③ 別表第3号に該当する事項であって、その漏えいが我が国の防衛、テロリズム防止等その他の安全保障等(※)に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

※ 「我が国の安全保障等」とは、⑦我が国の安全保障平和と独立並びに国及び国民の安全の確保、①我が国の領域、排他的経済水域若しくは大陸棚の保全又は国民の生命・身体の保護について外国との間で生じている問題の解決、⑧外国における紛争(⑦に重要な影響を与えるものに限る。)の発生の防止又は紛争の停止若しくはその維持をいう。

- イ 行政機関の長は、当該行政機関と他の行政機関との共有に係る事項を指定しようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。
- ウ 行政機関の長は、指定の際には有効期間（上限5年）を定めるものとする。当該有効期間が満了する時において要件を満たす場合には、有効期間を延長するものとし、要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。
- エ 行政機関の長は、所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、他の行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等に特定別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。
- (2) 特 定 別 秘 密 の 取 扱 い の 業 務 に 従 事 す る 者 に対する適性評価の実施
- ア 特 定 別 秘 密 の 取 扱 い の 業 務 に 従 事 す る 者 ことができる者は、次に掲げる者とする。又は
- ・ 適性評価により適性を有すると認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員若しくは契約業者の役職員等（以下「職員等」という。）とする。
 - ・ 行政機関の長、国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官その他 職務の特性等を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でないこれらに準じる官職を占める者
 - ・ ~~特別秘密に係る犯罪の捜査等に従事する職員であって、行政機関の長又は警察本部長が確認措置（特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことを質問により確認する措置をいう。）を講じたもの~~
- イ 適性評価の有効期間は、原則として5年とする。
- ウ 適性評価は、特 定 別 秘 密 の 取 扱 い の 業 務 に 従 事 す る 者 が見込まれる職員等の同意を得て、①特定有害活動との関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項その他の事項についての調査を実施し、当該職員等が 特 定 別 秘 密 の 取 扱 い の 業 務 に 従 事 し た場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行う。
- エ 当 該 職 員 等 の 家 族 及 び 同 居 人 の 氏 名、生 年 月 日、国 籍 及 び 住 所 そ の 他 のウの①についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについて調査を実施する。
- オ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該職員等若しくはその関係者に質問し、当該職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- カ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を当該職員等に対し通知しなければならない。

キ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施中の職員等がによる特**定**別秘密の取扱いの業務に従事することが必要な特段の事情がある場合において、当該職員等がウの①～③についての調査の結果、特**定**別秘密を漏らすおそれがないこと等の要件を満たすときは、適性を有すると仮に認めることができる。

ク 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価に関する苦情に適切に対応する。

ケ ①適性評価の実施について同意をしなかったこと、②適性を有するかどうかの結果及び③適性評価の実施に当たって取得する個人情報について、欠格条項等に該当する疑いがある場合を除き、目的外利用・提供を禁止するとともに、適性評価の実施への不同意又は適性を有しないと認められたことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。

2 特**定**別秘密の漏えい等に対する罰則

(1) 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。

ア 特**定**別秘密を取り扱うことを業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）

イ 業務により特**定**別秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員（アに掲げる者を除く。）（自由刑の上限は懲役5年）

(2) 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、財物の窃取、施設への侵入その他の不正な行為による特**定**別秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10年）。

(3) (1)（故意に限る。）又は(2)の行為の未遂、共謀、教唆又は煽動を処罰する。

3 その他

(1) 訓示的規定拡張解釈の禁止に関する規定

本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定める。

(2) 施行期日に関する規定

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、特**定**別秘密の取扱いの業務に従事することができる者を適性評価によってその適性を有すると認められた職員等に限定する規定は、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

(3) 自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特**定**別秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。

(4) 内閣法の一部改正に関する規定

内閣情報官が掌理する事務について所要の改正を行う。

【第1号（防衛に関する事項）】（自衛隊法別表第4に相当）

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、~~船舶、航空機~~その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号~~その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号~~
- チ 武器、弾薬、~~船舶、航空機~~その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、~~船舶、航空機~~その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

【~~第2号~~（~~公共の安全と秩序の維持に関するテロリズム防止等に関する事項~~）】

- イ ~~テロリズム等緊急事態に対処するテロリズム防止等のための措置又はこれに関する計画若しくは又は研究~~
- ロ ~~公共の安全と秩序の維持テロリズム防止等~~に関し~~国際機関又は外国の行政機関から得た情報その他のテロリズム防止等~~に関し収集した~~特定有害活動に関する重要な情報~~
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ ~~テロリズム防止等公共の安全と秩序の維持~~の用に供する暗号~~その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号~~

【~~第3号~~（~~外交に関する安全保障等に関する事項~~）】

- イ ~~我が国の安全保障等に係る重要施策の方針~~に関する~~外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の内容~~
- ロ ~~我が国の安全保障等に係る~~に関する~~外国の政府又は国際機関との交渉又は協力~~の内容

方針交渉の内容

ハ 安全保障等のために我が国が実施する貨物の輸出又は輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ又は第2号イに掲げるものを除く。）

ハニ 外交安全保障等に関し収集した我が国の安全保障等に関する条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号ロ又は第2号ロに掲げるものを除く。）

ホ ハニに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホハ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

別表等に用いられている文言の用例（安全保障等関係）

〈1 (1)③※ 安全保障等〉

㊦ 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保

（用例）

「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保」の例

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

① 我が国の領域、排他的経済水域若しくは大陸棚の保全又は国民の生命・身体の保護について外国との間で生じている問題の解決

(用例)

「我が国の領域…の保全」の例

○小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)(抄)

(基本方針)

第三条 (略)

2 (略)

3 基本方針は、小笠原諸島が我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っていることにかんがみ、小笠原諸島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資するような振興開発が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

4～7 (略)

○離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)(抄)

(基本理念及び国の責務)

第一条の二 離島の振興のための施策は、離島が我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、その役割が十分に発揮されるよう、厳しい自然的社会的条件を改善し、地域間の交流の促進、居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進が図られることを旨として講ぜられなければならない。

2 (略)

「排他的経済水域…大陸棚」の例

○排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(平成二十二年法律第四十一号)(抄)

(定義等)

第二条 この法律において「排他的経済水域等」とは、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第七十四号)第一条第一項の排他的経済水域及び同法第二条の大陸棚をいう。

2～7 (略)

「排他的経済水域…大陸棚の保全」の例

○排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(平成二十二年法律第四十一号)(抄)

(定義等)

第二条 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「拠点施設」とは、特定離島において排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として整備される施設をいう。

5～7 (略)

※ 本法においては第2条(上記)で「排他的経済水域等」を「排他的経済水域及び…大陸棚」と定義している。

「国民の生命…身体…保護」の例

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第一百十二号)(抄)

(避難の指示に係る内閣総理大臣の是正措置)

第五十六条 内閣総理大臣は、避難の指示に関し対策本部長が行った事態対処法第十四条第一項の総合調整に基づく所要の避難の指示が要避難地域を管轄する都道府県知事により行われない場合において、国民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該都道府県知事に対し、当該所要の避難の指示をすべきことを指示することができる。

2・3 (略)

「問題の解決」の例

○独立行政法人北方領土問題対策協会法(平成十四年法律第百三十二号)(抄)

(特に必要がある場合の内閣総理大臣等の要求)

第十五条 内閣総理大臣は、国内外の情勢の急激な変化その他の事由により、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図るため特に必要があると認めるときは、協会に対し、第十一条第一号、第二号又は第四号に掲げる業務に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2・3 (略)

○内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)(抄)

(任務)

第三条 (略)

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に関係する施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。

3 (略)

⑦ 外国における紛争（第一号に掲げるものに重要な影響を与えるものに限る。）の発生の防止又は紛争の停止若しくはその維持

（用例）

「紛争」の例

○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）（抄）
（定義）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 人道的な国際救援活動 国際連合の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事会が行う決議又は別表第一に掲げる国際機関が行う要請に基づき、国際の平和及び安全の維持を危うくするおそれのある紛争（以下単に「紛争」という。）によって被害を受け若しくは受けるおそれがある住民その他の者（以下「被災民」という。）の救援のために又は紛争によって生じた被害の復旧のために人道的精神に基づいて行われる活動であって、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合においては武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、国際連合その他の国際機関又は国際連合加盟国その他の国（次号及び第四号において「国際連合等」という。）によって実施されるもの（国際連合平和維持活動として実施される活動を除く。）をいう。

三～七 （略）

「…に重要な影響を与える」の例

○周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（以下「周辺事態」という。）に対応して我が国が実施する措置、その実施の手続その他の必要な事項を定め、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）の効果的な運用に寄与し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

「紛争の発生の防止」の例

○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）（抄）
（定義）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 国際平和協力業務 国際連合平和維持活動のために実施される業務で次に掲げるもの、人道的な国際救援活動のために実施される業務で次のヌからレまでに掲げるもの及び国際的な選挙監視活動のために実施される業務で次のト及びレに掲げるもの(これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。以下同じ。)であつて、海外で行われるものをいう。

イ (略)

ロ 緩衝地帯その他の武力紛争の発生の防止のために設けられた地域における駐留及び巡回

ハ～レ (略)

四～七 (略)

「紛争の停止…維持」

○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)(抄)(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 国際連合平和維持活動 国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に基づき、武力紛争の当事者(以下「紛争当事者」という。)間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立の援助その他紛争に対処して国際の平和及び安全を維持するために国際連合の統括の下に行われる活動であつて、武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合(武力紛争が発生していない場合においては、当該活動が行われる地域の属する国の当該同意がある場合)に、国際連合事務総長(以下「事務総長」という。)の要請に基づき参加する二以上の国及び国際連合によって、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されるものをいう。

二～七 (略)

〈別表第3号〉

イ 安全保障等に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の内容

(用例)

「外国の政府…又は国際機関」の例

○海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律（平成十八年法律第九十七号）（抄）

（国際的協調のための施策）

第十一条 国は、文化遺産の保護に関する諸条約等の精神にのっとり文化遺産国際協力を国際的協調の下に推進するため、外国の政府若しくは関係機関又は国際機関との情報の交換その他の必要かつ適切な施策を講ずるよう努めるものとする。

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）

第十八条（略）

2 前項において「外国公務員等」とは、次に掲げる者をいう。

一～四（略）

五 外国の政府若しくは地方公共団体又は国際機関の権限に属する事務であって、これらの機関から委任されたものに従事する者

「外国（の）政府（…）との交渉…協力」の例

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）

（所掌事務）

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一（略）

二 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務の処理に関すること。

三～二十九（略）

「国際機関との交渉」の例

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い）

第十六条 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

一 当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ・ロ（略）

ハ 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との

信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等に移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

二 (略)

二～五 (略)

2・3 (略)

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)(抄)
(保有個人情報の開示義務)

第十四条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一～三 (略)

四 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五～七 (略)

「国際機関との(…)協力」の例

○外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)(抄)
(所掌事務)

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 日本国政府を代表して行う国際連合その他の国際機関及び国際会議その他国際協調の枠組み(以下「国際機関等」という。)への参加並びに国際機関等との協力に関すること。

四～二十九 (略)

「交渉の内容」の例

○保険業法(平成七年法律第五号)(抄)
(保険契約の承継等の申込み)

第二百六十七条 (略)

2 破綻保険会社は、前項の申込みを行う場合においては、保険契約の移転等に関する他の保険会社又は保険持株会社等との交渉の内容を示す資料その他の内閣府令・財務省令で定める資料を加入機構に提出しなければならない。

3・4 (略)

「協力の内容」の例

○中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年法律第三十三号)
(抄)

(特定研究開発等計画の認定)

第四条 (略)

2 特定研究開発等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 特定研究開発等の実施に協力する事業者、大学その他の研究機関、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)その他の者(以下「協力者」という。)がある場合は、当該協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

四 (略)

3 (略)

- ロ 安全保障等に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針
ハ 安全保障等のために我が国が実施する貨物の輸出又は輸入の禁止その他の措置
又はその方針（第1号イ若しくはニ又は第2号イに掲げるものを除く。）

（用例）

「貨物の輸出又は輸入の禁止」の例

○外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号) (抄)

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の三倍が百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

一～三十一 (略)

三十二 第五十三条第二項の規定による貨物の輸出又は輸入の禁止に違反して輸出又は輸入をした者

三十三 (略)

2 (略)

「実施する(…)措置」の例

○周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号) (抄)

(目的)

第一条 この法律は、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態(以下「周辺事態」という。)に対応して我が国が実施する措置、その実施の手続その他の必要な事項を定め、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「日米安保条約」という。)の効果的な運用に寄与し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

「措置…方針」の例

○官公庁施設の建設等に関する法律(昭和二十六年法律第百八十一号) (抄)

(保安上又は防火上危険である庁舎に対する措置)

第八条 (略)

2 各省各庁の長は、前項の規定による勧告を受けたときは、遅滞なく、国土交通大臣に対して、これに対する措置の方針を通知し、且つ、その措置をしたときはその結果を通知しなければならない。

ニ 安全保障等に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報（第1号口又は第2号口に掲げるものを除く。）

（用例）

「条約その他の国際約束」の例

○外務省設置法(平成十一年法律第九十四号) (抄)
(所掌事務)

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 (略)

四 条約その他の国際約束の締結に関すること。

五～二十九 (略)

「条約その他の国際約束に基づき」の例

○独立行政法人国際協力機構法(平成十四年法律第百三十六号) (抄)
(業務の範囲)

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～三 (略)

四 国民、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人その他民間の団体等の奉仕活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であって、開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の開発又は復興に協力することを目的とするもの(以下この号及び第四十二条第二項第三号において「国民等の協力活動」という。)を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。

イ (略)

ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた者を開発途上地域に派遣すること。

ハ・ニ (略)

五～九 (略)

2・3 (略)

「保護することが必要な」の例

○環境基本法(平成五年法律第九十一号) (抄)
(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第二十一条 国は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

一～三 (略)

四 採捕、損傷その他の行為であって、保護することが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

五 (略)

2 (略)

へ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

(用例)

「外務省本省」の例

○外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)(抄)

(大使及び公使の待命)

第十二条 (略)

2 (略)

3 待命の大使又は公使は、特別の必要がある場合には、臨時に、第二条第一項第三号から第六号までに掲げる者の任務又はこれらに準ずる任務(以下「特派大使等の任務」という。)その他外務省本省の事務に従事させることができる。

4～6 (略)

「在外公館」の例

○外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)(抄)

(設置)

第六条 外務省に、在外公館を置く。

2・3 (略)

「…との間の通信」の例

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第百三十七号)(抄)

(医師等の業務に関する通信の傍受の禁止)

第十五条 医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士(外国法事務弁護士を含む。)、弁理士、公証人又は宗教の職にある者(傍受令状に被疑者として記載されている者を除く。)との間の通信については、他人の依頼を受けて行うその業務に関するものと認められるときは、傍受をしてはならない。

○電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)(抄)

(船舶又は航空機に開設した外国の無線局)

第百三条の四 (略)

2 前項の無線局は、次に掲げる通信を行う場合に限り、運用することができる。

一 (略)

二 電気通信業務を行うことを目的とする無線局との間の通信

三 (略)

安全保障の用例

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）

（所掌事務）

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次のイからニまでに掲げる事項その他の事項に係る外交政策に関すること。

イ 日本国の安全保障

ロ～ニ （略）

二～二十九 （略）

○外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）（抄）

（総合外交政策局の所掌事務）

第四条 総合外交政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総合的な外交政策又は日本国の安全保障に係る基本的な外交政策その他の基本的な外交政策の企画及び立案に関すること。

二～九 （略）

2 （略）

（安全保障政策課の所掌事務）

第三十一条 安全保障政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第四条第一項第一号に規定する基本的な外交政策のうち日本国の安全保障に係るものの企画及び立案に関すること。

二～七 （略）

（経済安全保障課の所掌事務）

第六十八条 経済安全保障課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる事項に関する対外経済関係のうち日本国の安全保障に関連するものに係る外交政策に関すること。

イ・ロ （略）

二～六 （略）

○外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律（平成二十一年法律第二十四号）（抄）

（労働契約）

第九条 （略）

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一～三 （略）

四 解雇その他の労働契約の終了の効力に関する訴え又は申立て（いずれも損害の賠償を求めるものを除く。）であつて、当該外国等の元首、政府の長又は外務大臣によつて当該訴え又は申立てに係る裁判手続が当該外国等の安全保障上の利益を害するおそれがあるとされた場合

五・六 （略）

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第百十七号)(抄)
(委員の任命)

第九十五条 委員は、人格が高潔であつて、安全保障に関する識見を有し、かつ、第三条約その他の国際的な武力紛争において適用される国際人道法又は防衛に関する法令に学識経験を有する者のうちから、防衛大臣が任命する。

○中央省庁等改革基本法(平成十年法律第百三号)(抄)
(外務省の編成方針)

第十九条 外務省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。
一～六 (略)

七 安全保障について、外交政策と防衛政策を始めとした関係府省の政策との密接な連携を確保することにより、総合的な安全保障政策の構築を図ること。

八 (略)

○財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成九年法律第百九号)(抄)
(防衛関係費に係る改革の基本方針)

第十九条 政府は、我が国の安全保障上の観点と経済事情及び財政事情等を勘案し、防衛関係費について、節度ある防衛力の整備を行う必要があることを踏まえつつ、財政構造改革の推進の緊要性に配意して、抑制するものとする。

2 (略)

表の項目名を表す際の用例

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十七年法律第百三十八号)(抄)

(合衆国軍隊の機密を侵す罪)

第六条 合衆国軍隊の機密(合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。)を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもって、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。

2・3 (略)

別表

一 防衛に関する事項

イ 防衛の方針若しくは計画の内容又はその実施の状況

ロ 部隊の隷属系統、部隊数、部隊の兵員数又は部隊の装備

ハ 部隊の任務、配備又は行動

ニ 部隊の使用する軍事施設の位置、構成、設備、性能又は強度

ホ 部隊の使用する艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の種類又は数量

二 編制又は装備に関する事項

イ 編制若しくは装備に関する計画の内容又はその実施の状況

ロ 編制又は装備の現況

ハ 艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の構造又は性能

三 運輸又は通信に関する事項

イ 軍事輸送の計画の内容又はその実施の状況

ロ 軍用通信の内容

ハ 軍用暗号

別表第3号に規定する事項について (案)

1 別表第3号を規定する必要性

本法別表においては、第1号で「防衛に関する事項」を、第2号で「テロリズム防止等に関する事項」を、それぞれ規定しているが、国及び国民の安全の確保のために特定秘密として漏えいの防止を図るべき事項は防衛及びテロリズム防止等に関するものに限られるものではないことから、第1号又は第2号に掲げる事項以外で国及び国民の安全の確保のために典型的に秘匿する必要性が高いと認められる事項を規定する必要がある。

そこで、

- ① 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保
- ② 我が国の領域、排他的経済水域若しくは大陸棚の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国との間で生じている問題の解決
- ③ 外国における紛争（①に重要な影響を与えるものに限る。）の発生の防止又は紛争の停止若しくはその維持

の3つの分野を「安全保障等」と定義し、別表第3号において、安全保障等に関する事項について、典型的に秘匿する必要性が高いと認められる事項を規定することとしている。

2 別表第3号イ及びロの規定について

外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）との交渉又は協力により安全保障等を実現していくことは、国及び国民の安全の確保のために重要な政府の活動の一つであり、その際、我が国の交渉上の利益を図り、又は外国の政府等と協力を実効あらしめるためには、我が国の手の内や外国の政府等との信頼関係に係る事項を秘匿することが必要となる。このため、別表第3号イ及びロにおいては、交渉の過程や協力の具体的内容である「交渉又は協力の内容」（第3号イ）と、外国の政府等との交渉又は協力において我が国が達成すべき目標及びそれらを実現するための方策である「方針」（第3号ロ）を規定することとしている。

これらの事項の対象とする安全保障等に関する分野は、安全保障環境の改善や国際的な紛争の未然防止、米国を始めとする同盟国及び友好国との関係の維持・強化等に及び、防衛やテロリズム防止等に関するものに限られるものではない。

また、外国政府等との交渉・協力の内容・方針で、別表第1号又は第2号に掲げる事項に該当するものは、別表第1号又は第2号により指定され得るものではあるが、これら別表第1号又は第2号に掲げる事項についても、外国の政府等との交渉・協力という性格から我が国の手の内や外国の政府等との信頼関係に与える影響という観点から独自の類型として保護する必要性が認められ、また、これら事項は、個別の防衛やテロリズム防止等の観点に加え、安全保障等の観点から総合的な判断の下に交渉・協

力が行われることがある。

したがって、別表第1号又は第2号に掲げる事項を含め、別表第3号において、安全保障等に関する交渉・協力の内容・方針を一括して規定することとする。

なお、上記の趣旨から安全保障等に関する交渉・協力の内容・方針を第3号に一括して規定することとしているが、安全保障等に関する交渉・協力の内容・方針が、別表第1号（又は第2号）にも該当する場合に、最終的に、別表第1号（又は第2号）と第3号のいずれの号によって特定秘密に指定するかについては、特定秘密を指定する行政機関の長が、当該事項の内容を踏まえ、個別に、それを判断することとなる。

3 別表第3号ハ及びニについて

(1) 別表第3号ハについて

外国の政府等と交渉又は協力を行うだけでなく、我が国として独自に様々な措置を講じることにより安全保障等を実現していくことも国及び国民の安全の確保のための重要な政府の活動であり、この際にも、当該措置を実効あらしめるためには我が国の手の内を秘匿することが必要となる場合があることから、別表第3号に「安全保障等のために我が国が実施する（中略）措置又はその方針」を規定することとしている（第3号ハ）。

一方で、別表第1号イに規定する自衛隊の運用又はこれに関する計画若しくは研究（計画の例として、外部からの武力攻撃等が生じた場合の自衛隊の活動の対処計画が考えられる。）、同号ニに規定する防衛力の整備に関する計画又は研究、別表第2号イに規定するテロリズム防止等のため措置又はその計画若しくは研究（計画の例として、重大テロが発生した場合の関係機関の対処計画が想定される。）は、安全保障等のために実施する措置又はその方針であるとも言える。しかしながら、交渉・協力の内容・方針といった独自の観点を規定することとした別表第3号イ又はロとは異なり、これら措置に関する事項については、別表第1号又は別表第2号においてそれぞれ保護すべき事項として列挙することが適切であり、また、これを、一括して規定する特段の理由もないことから、別表第3号ハから第1号イ若しくはニ又は第2号イに掲げる事項を除くものとする。

なお、別表第3号ハにおいては、「措置又はその方針」とするのみで、「計画若しくは研究」を規定していないが、第1号及び第2号において「計画若しくは研究」と規定している事項、すなわち、安全保障等のために我が国が実施する措置について、とるべき措置の手順等を事前に作成したもので計画に相当するものや、様々な事態を想定して効率的かつ効果的に措置を講ずるための検討で研究に相当するものを、第3号ハにおいては「措置の方針」と規定している。これは、安全保障等を実現するために、外国政府との交渉又は協力以外で国が講じる措置は、例えば他国を非難する声明の発出、大使の召還、禁輸措置等多岐にわたるため、必ずしもこれらの措置の「計画若しくは研究」と規定することが適切ではないと考えられるからである。

(2) 別表第3号ニについて

同様に、外国の政府等との交渉若しくは協力その他我が国が実施する措置により安全保障等を実現するためには、安全保障等に関する情報を収集することが不可欠であ

り、収集した情報は我が国の手の内又は外国の政府等との信頼関係に係る事項として秘匿することが必要となる場合があることから、別表第3号に「安全保障等に関し収集した（中略）重要な情報」を規定することとする（第3号ニ）。これに関しても、別表第1号ロに規定する「防衛に関し収集した（中略）重要な情報」や、第2号ロに規定する「テロリズム防止等に関し収集した重要な情報」は、安全保障等に関し収集した重要な情報であるとも言えるが、交渉・協力の内容・方針といった独自の観点を規定することとした別表第3号イ又はロとは異なり、これら情報に関する事項については、別表第1号又は別表第2号においてそれぞれ保護すべき事項として列挙することが適切であり、また、これを、一括して規定する特段の理由もないことから、別表第3号ニから第1号ロ又は第2号ロに掲げる事項を除くものとする。

平成25年5月 日
内閣情報調査室**防衛秘密の取扱いの業務に従事する警務官等について（案）**

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第96条第1項は、部内の秩序維持の職務に専従する自衛官（以下「警務官等」という。）は、自衛官の犯した犯罪、自衛官の職務に関し自衛官以外の者の犯した犯罪等について、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定による司法警察職員として職務を行う旨規定しており、また、陸海空自衛隊には、犯罪の捜査及び被疑者の逮捕等を行うことを任務とする警務隊、海上自衛隊警務隊、航空警務隊（以下「警務隊等」という。）がそれぞれ置かれている。

ところで、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第113条の10は、「防衛秘密の取扱いの業務に従事する防衛省の職員の範囲は、防衛秘密管理者が定める」と規定し、具体的には、防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第37号）第6条において、防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員を指定することとしており、実際に、警務隊等の一部の隊員がこれに指定されている（例えば、陸上自衛隊の警務隊の定員は約1,500人であるところ、防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員に指定された隊員は約240人となっている。）。

これは、警務隊等においても、防衛出動の事態等に対処し部隊運用を行うために、自衛隊法別表第4第1号に掲げる事項として防衛秘密に指定されている「防衛警備等計画」等を取り扱うことを担当業務としているためであり、警務官等が自衛官の犯した犯罪、自衛官の職務に関し自衛官以外の者の犯した犯罪等の捜査の過程で防衛秘密を取り扱う可能性があることによるものではない。

【参照条文】**○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）**

（部内の秩序維持に専従する者の権限）

第九十六条 自衛官のうち、部内の秩序維持の職務に専従する者は、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる犯罪については、政令で定めるものを除き、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察職員として職務を行う。

一 自衛官並びに統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び部隊等に所属する自衛官以外の隊員並びに学生、訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自衛官並びに教育訓練招集に応じている予備自衛官補（以下この号において「自衛官等」という。）の犯した犯罪又は職務に従事中の自衛官等に対する犯罪
その他自衛官等の職務に関し自衛官等以外の者の犯した犯罪

二 自衛隊の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内における犯罪

三 自衛隊の所有し、又は使用する施設又は物に対する犯罪 自衛隊法96条①

2～3 （略）

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）

（警務官及び警務官補）

第百九条 法第九十六条第一項の規定により部内の秩序維持に専従する自衛官のうち、三等陸曹、三等海曹又は三等空曹以上の者を警務官と、その他の者を警務官補と称する。

2 警務官及び警務官補（以下「警務官等」と総称する。）は、防衛大臣又はその指定する者が命ずる。

（職員の範囲の指定）

第百十三条の十 防衛秘密の取扱いの業務に従事する防衛省の職員の範囲は、防衛秘密管理者が定める。

○防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第37号）（抄）

（職員の範囲の制限）

第6条 令第113条の10の規定により、防衛秘密管理者が防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員を指定するに当たっては、秘密の取扱いに関する適格性の確認等に関する訓令（平成21年防衛省訓令第25号）第2条第5号に規定する適格性又は同訓令第13条に規定する臨時の適格性を付与された者を充てるものとし、その範囲は、必要最小限にとどめなければならない。

特定秘密の保護に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 特定秘密の指定等（第三条・第四条）

第三章 特定秘密の取扱い（第五条・第六条）

第四章 適性評価等（第七条―第十二条）

第五章 雑則（第十三条―第十五条）

第六章 罰則（第十六条―第二十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が增大している中で、政府が国

及び国民の安全の確保に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に關する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定秘密」とは、国及び国民の安全の確保我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に關する事項のうち特に秘匿することが必要であるものとして次条第一項の規定により指定された事項をいう。

2 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が

置かれる機関にあつては当該政令で定める機関を除く。）

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

43 | この法律において「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一 政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動

二 外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）の利益を図る目的で行われる活動であつて、次に掲げるもの

イ 国及び国民の安全の確保のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動

ロ 大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であつて、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

§4 この法律において「テロリズム防止等」とは、次に掲げるものをいう。

一 井口リズム等緊急事態（国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態であつて、前項第一号に規定する行為が発生した事態、外国における騒乱が発生した事態その他これらに類するものをいう。別表第三号イにおいて同じ。）による被害の発生又は拡大の防止

二 特定有害活動の抑止

§5 この法律において「我が国の安全保障等」とは、次に掲げるものをいう。

一 我が国の安全保障平和と独立並びに国及び国民の安全の確保

二 我が国の領域、排他的経済水域若しくは大陸棚の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。次項第二号及び別表第二号ロにおいて同じ。）との間で生じている問題の解決

三 外国における紛争（第一号に掲げるものに重要な影響を与えるものに限る。以下この号において同じ。）の発生防止又は紛争の停止若しくはその維持

6 この法律において「契約業者」とは、第五条第三項の規定により行政機関の長が当該行政機関との契約に基づき特定秘密の取扱いの業務を行わせる者をいう。

第二章 特定秘密の指定等

（特定秘密の指定）

第三条 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては当該行政機関をいい、前条第二項第四号及び第五号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあつてはその機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であつて、公になつていないものうち、当該各号に定めるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特定秘密として指定するものとする。

一 別表第一号に該当する事項 その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特

に秘匿することが必要であるもの

二 別表第二に該当する事項 その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

三 別表第三に該当する事項 その漏えいが我が国の防衛、テロリズム防止等その他の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

2 前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3 行政機関の長は、共有事項（当該行政機関が他の行政機関に提供し、若しくは他の行政機関から提供を受けた事項）又は当該行政機関及び他の行政機関が同一の機会に行政機関以外の者から提供を受けた事項

をいう。次項及び次条第四項において同じ。）について指定をしようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関（次項において「特定行政機関」という。）の長に協議し、その同意を得なければならない。

4 行政機関の長は、前項の規定による協議を経て当該共有事項について指定をしたときは、直ちにその旨を特定行政機関の長に通知しなければならない。

5 警察庁長官は、警察共有事項（警察庁が都道府県警察に提供し、若しくは都道府県警察から提供を受けた事項）又は警察庁及び都道府県警察が同一の機会に都道府県警察以外の者から提供を受けた事項をいう。以下この項において同じ。）について指定をしたとき、又は他の行政機関の長から警察共有事項に係る前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

（指定の有効期間及び解除）

第四条 行政機関の長は、指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2 行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時にお

いて、当該指定をした事項が前条第一項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。

3 行政機関の長は、指定をした事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除しなければならない。

4 行政機関の長は、他の行政機関の長が指定をした共有事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったと思料するときは、速やかにその旨を当該他の行政機関の長に通知するものとする。

第三章 特定秘密の取扱い

(他の行政機関の職員等に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合)

第五条 行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特定秘密(当該事項に該当するものに限る。)の取扱いの業務を行わせることができる。

2 警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところにより、都道府県警察の職員のうち別表各号第~~五~~号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特定秘密(

当該事項に該当するものに限る。)の取扱いの業務を行わせることができる。

3 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者(当該行政機関との契約に基づき、特定秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者)をいう。以下同じ。)に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

(特定秘密の取扱いの業務に従事する者等)

第六条 行政機関において特定秘密の取扱いの業務に従事することができる者は、次の各号に掲げる者であつて、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一 当該行政機関の職員であつて、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特定秘密の取扱いの業務に従事する適性(以下単に「適性」という。)を有すると認められたもの
 当該行政機関の長がその者に対し当該評価に係る同条第本項第八条第一項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二 当該行政機関の職員であつて、第十条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの 当該行政機関の長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと(

当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長がその者に対し次条第八条第
一項の規定による通知をした場合を除く。

2 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、特定秘密の取り扱いの業務に従事することができるものとする。

一 当該行政機関の長

二 次に掲げる職を占める者

イ 国務大臣（前号に掲げる者を除く。）

ロ 内閣官房副長官

ハ 内閣総理大臣補佐官

ニ 副大臣

ホ# 大臣政務官

ヘ# イからホ#までに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、次条

第一項の評価の対象とすることが適当でない職として政令で定める職

主 特定秘密に係る犯罪の捜査その他の特定秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であつて、当該行政機関の長が当該職員の同意を得た上で当該職員について確認措置（次条第二項各号に掲げる事項）として当該事項に関し特定秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置をいう。以下同じ。

。を講じたもの（当該事務を遂行するため必要最小限度の特定秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合に限る。）

三 四 法令の規定により他の行政機関の職員をもつて充てることとされている当該行政機関の職員であつて、前項及びこの項（この号を除く。）の規定により当該他の行政機関において特定秘密の取り扱いの業務に従事することができるもの

3 第一項及び前項第一号（第二号及び第四号を除く。）の規定は、都道府県警察における特定秘密の取扱いの業務について準用する。この場合において、第一項中「行政機関において」とあるのは「都道府県警察において」と、同項各号及び前項第三号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、同項第一号中「次条第一項」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する次条第一項」と、同

第十項各号並びに及び前項第一号及び第三号中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第一項各号中「第八条第一項」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する第八条第一項」と、同項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する第十条第一項」と、それぞれ読み替えるものとする。

4 行政機関の長は、前条第三項の規定により契約業者に特定秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該業務に係る契約において、次の各号に掲げる者であつて、当該各号に定める要件に該当するもののみが特定秘密の取扱いの業務に従事すべき旨の条件を付するものとする。

一 当該契約業者の役職員等（契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）であつて、その者についての第十条において準用する次条第一項の評価で直近に実施されたものにより適性を有すると認められたもの 当該行政機関の長が当該契約業者に対し当該評価に係る間条第六項第八条第一項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二 当該契約業者の役職員等であつて、第十条において準用する第十八条第一項の規定により適性を有す

ると仮に認められたもの 当該行政機関の長が当該契約業者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長が当該契約業者に対し第十条において準用する次条第本項第八条第一項の規定による通知をした場合を除く。）。

第四章 適性評価等

（行政機関の長による職員に係る適性評価の実施）

第七条 行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特定秘密の取り扱いの業務に従事した場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

- 一 当該行政機関の職員又は当該行政機関の長が第五条第三項の規定により特定秘密の取扱いの業務を行わせる契約業者の役職員等として特定秘密の取り扱いの業務に従事する見込まれることとなつた者

- 二 当該行政機関の長が第本次条第一項の規定による適性を有すると認められた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過

した者であつて、当該通知をした日から五年を経過した日以後特定秘密の取り扱いの業務に従事することが引き続き見込まれるもの

三 当該行政機関の長が第本次条第一項の規定による適性を有すると認められた旨の通知をした日から五年を経過していない者であつて、当該行政機関の長が特定秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの

2 行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

- 一 特定有害活動との関係に関する事項
- 二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
- 四 薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
- 五 精神疾患に関する事項
- 六 飲酒についての節度に関する事項

七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3 行政機関の長は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）の家族（評価対象者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母及び子（評価対象者の子を除く。）をいう。以下この項において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及び住所その他の前項第一号に掲げる事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象
としようとする者評価対象者に対し告知した上、その当該評価対象者の同意を得なければならない。

一 行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨

二 行政機関の長が前号に規定する事項について第六項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨

三 第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5 第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施については前条第一項第一号又は同条第四項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、前条第一項又は同条第四項の規定を適用する。

6 行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（適性評価の結果等の通知）

第八条 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

2 行政機関の長は、前項の規定による通知をする場合において当該評価対象者が契約業者の役職員等であるときは、当該通知の内容（当該評価対象者が前条第四項の規定による同意をしなかった場合にあつてはその旨）を当該契約業者に対し通知しなければならない。

3

前項の規定による通知を受けた契約業者は、当該評価対象者が当該契約業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。第十二条第二項において同じ。）であるときは、当該通知の内容を当該評価対象者を雇用する事業主に対し通知するものとする。

4

前第一項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めたる旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めたる理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8

第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

（苦情への対応）

第九条 行政機関の長は、前条第一項の規定により評価対象者に通知された結果その他の適性評価に関する評価対象者の苦情について、政令で定めるところにより、適切に対応するものとする。

2 評価対象者は、前項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

(仮の適性評価)

第十~~八~~条 行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（第七~~前~~条第一項第一号に掲げる者であつて、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）が~~は~~による特定秘密の取扱いの業務に従事することが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一 第七~~前~~条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特定秘密の~~を~~取扱いの業務に従事し~~た~~場合においてこれを漏らすおそれがあると認めべき事情がないこと。

二 第七~~前~~条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特定秘密の~~を~~取扱いの業務に従事し~~た~~場合においてこれを漏らすおそれがあると認めべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2 行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めるときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。この場合においては、第八~~条~~第二項及び第三~~項~~並びに前~~条~~の規定を準用する。

(警察本部長による都道府県警察の職員に係る適性評価の実施等)

第十一 九条 前二条第七条から前条まで(第八条第二項及び第三項を除く。)の規定は、警察本部長が都道府県警察の職員に係る適性評価を実施する場合について準用する。この場合において、これらの規定(第七条第一項第一号を除く。)中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第七条第一項第一号中「当該行政機関の職員又は当該行政機関の長が第五条第三項の規定により特定秘密の取扱いの業務を行わせる契約業者の役職員等」とあり、第十号及び同条第六五項中「当該行政機関の職員」とあるのは「当該都道府県警察の職員」と、同条第一項第二号及び第三号中「次条第一項」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する次条第一項」と、同条第五項中「前条第一項第一号又は同条第四項第一号」とあるのは「前条第三項の規定により読み替えて準用する同条第一項第一号」と、同項中「前条第一項又は同条第四項」とあるのは「同条第三項の規定により読み替えて準用する同条第一項」と、第九条第一項中「前条第一項」とあるのは「第十一条の規定により読み替えて準用する前条第一項」と、前条第一項中「第七条第一項第一号」とあるのは「次条の規定により読み替えて準用する第七条第一項第一号」と、同条第二項中「通知するものとする。この場合においては、第八条第二項及び第三項並びに前条の規定を準用する。」

「とあるのは、「通知するものとする。この場合においては、次条の規定により読み替えて準用する前条の規定を準用する。」と同条第八項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第三項の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」と、前条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「次条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」と、それぞれ読み替えるものとする。

（契約業者の役職員等に係る適性評価）

第一条 第七条及び第八条の規定は、契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七条第一項第一号及び同条第五項中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役職員等」と、同条第六項及び第八条第二項中「評価対象者」とあるのは「契約業者及び評価対象者」と、第七条第八項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第四項第一号」と、第八条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「第十条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」と、それぞれ読み替えるものとする。

（適性評価に関するの実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限）

第十二条 行政機関の長及び警察本部長は、**特定秘密の取扱者の制限適性評価の実施以外の目的のために**

、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を利用し、又は提供してはならない。評価対象者が第七條第四項（前條の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかったこと、評価対象者について適性を有すると認めるかどうかの結果又は適性評価の実施に当たって取得する個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下この項において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、適性評価の実施によつて、当該個人情報に係る特定の個人が国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第三十八條各号、第七十八條各号、第七十九條各号若しくは第八十二条第一項各号、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八條第一項各号、第四十二條各号、第四十三條各号若しくは第四十六條第一項各号又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六條各号、第二十八條第一項各号、同條第二項各号若しくは第二十九條第一項各号のいずれかに該当する疑いが生じたときは、この限りでない。

2 契約業者及び契約業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主は、特定秘密の取扱者の

制限以外の目的のために、第八条第二項及び第三項の規定により通知された内容を自ら利用し、又は提供してはならない。

（不利益取扱いの禁止）

第十二条 行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかつたこと又は適性評価により適性を有しなかつたことと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることとなし、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2 契約業者は、その使用し、又は使用していた者が適性評価の実施について第十条において準用する第七条第四項の規定による同意をしなかつたこと又は適性評価により適性を有しないと認められたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（確認措置の実施についての準用）

第十三条 第十一条及び前条第一項の規定は、確認措置の実施について準用する。この場合において、第十条中「適性評価の実施以外の目的」とあるのは「適性評価又は確認措置の実施以外の目的」と、「適性評価の実施に当たって」とあるのは「確認措置の実施に当たって」と、前条第一項中「行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかつたこと又は適性評価により適性を有しないと認められたこと」とあるのは「行政機関等の職員が確認措置の実施について第六条第二項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による同意をしなかつたこと又は同号の規定による質問により同号に規定する特定の事実が存在しないことが確認されなかつたこと」と、それぞれ読み替えるものとする。

第五章 雑則

（その他の保護措置）

第十三条 行政機関の長及び警察本部長は、第三条、第四条及び第五条から第十条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第十四条 この法律に定めるもののほか、第七条第四項の規定による告知の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(この法律の解釈適用)

第十五条 この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

第六章 罰則

第十六条 特定秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特定秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2 前項の場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。

- 3 前二項の罪の未遂は、罰する。
 - 4 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。
 - 5 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。
- 第十七条 次に掲げる行為により行政機関、都道府県警察又は契約業者が保有する特定秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。
- 一 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為
 - 二 財物の窃取
 - 三 施設への侵入
 - 四 施設若しくは設備を損壊し、又はその錠を特定秘密を保有する者（次号及び第八号において「保有者」という。）の同意なくはせず行為
 - 五 映像若しくは音声を送信する機能又は録画若しくは録音の機能を有する機器を保有者の同意なく施設に設置する行為
 - 六 施設又は施設の区画された部分に係る振動を当該施設又は当該部分の外部から検知してこれらの内部

の音声に係る情報に変換する機能を有する機器を使用する行為

七 有線電気通信を傍受する行為又は暗号を用いた電気通信を傍受してその内容を復元する行為

八 不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）、正当な理由がないのに刑法（明治四十年法律第四十五号）第六十八条の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の電子計算機による保有者の管理を害する行為

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 前二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

第十八条 第十六条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2 第十六条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第十九条 第十六条第三項若しくは第十七条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち

第十六~~七~~条第一項、第二項若しくは第十七~~七~~条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

第二十~~十~~条 第十六~~七~~条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 第十七~~七~~条及び第十八~~八~~条の罪は、刑法第二条の例に従う。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、第六条の規定は、公布の日から起算して二~~三~~年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

目次中「自衛隊の権限等（第八十七条―第九十六条の二）」を「自衛隊の権限（第八十七条―第九十六条）」に、「第二百二十六条」を「第二百五条」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

第七章 自衛隊の権限

第九十六条の二を削る。

第二百二十二条を削り、第二百二十三条を第二百二十二条とし、第二百二十四条から第二百二十六条までを一条ずつ繰り上げる。

別表第四を削る。

(防衛秘密に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法（次条において「旧自衛隊法」という。）第九十六条の二第一項の規定により防衛秘密として指定されている事項は、施行日において第三条第一項の規定により防衛大臣が同項第一号に係る特定秘密として指定した事項とみなす。この場合において、防衛大臣は、施行日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第四条 施行日前にした行為及び旧自衛隊法の規定により防衛秘密を取り扱うことを業務としていた者であつて施行日前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなったものがその業務により知得した防衛秘密に
関し、施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(内閣法の一部改正)

第六条 内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「助け、」の下に「第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特定秘密の保護に関する法律(平成二十四年法律第 号)第二条第一項に規定する特定秘密の保護に関するもの及び」を加える。

別表(第三条、第五条関係)

一 防衛に関する事項~~であつて、~~次は掲げるもの

イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びピリにおいて同じ。）の種類又は数量

ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

ト 防衛の用に供する暗号その他のロに掲げる情報の伝達のために供する暗号

チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法

リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法

又 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

其二 公共の安全と秩序の維持に関するテロリズム防止等に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ テロリズム等緊急事態に対処するテロリズム防止等のための措置又はこれに関する計画若しくは某
は研究

ロ 公共の安全と秩序の維持テロリズム防止等に関し 国際機関又は外国の行政機関から得た情報その他
のテロリズム防止等に関し 収集した特定有害活動に関する重要な情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ テロリズム防止等公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供
する暗号

二三 外交に関する安全保障等に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ 我が国の安全保障等に係る重要施策の方針に関する 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の内容

ロ 我が国の安全保障等に係るに関する 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針交渉の内容

ハ 安全保障等のために我が国が実施する貨物の輸出又は輸入の禁止その他の措置又はその方針（第一
 号イ若しくはニ又は第二号イに掲げるものを除く。）

ホニ 外交安全保障等に関し 収集した我が国の安全保障等に関する条約その他の国際約束に基づき保護

することが必要な情報その他の重要な情報（第一号ロ又は第二号ロに掲げるものを除く。）

ホ 本二に掲げる情報の収集整理又はその能力

本へ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号その他本に掲げる情報の伝達
の用に供する暗号

理由

国及び国民の安全の確保我が国の我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する一定の事項のうち特に秘匿することが必要なものを特定秘密として保護するため、行政機関における特定秘密の指定、特定秘密の取り扱いの業務に従事する者に対する適性評価の実施等の特定秘密の管理に関する措置、特定秘密の漏えい等に対する罰則等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

「秘密保全法制に係る意見等の提出について」に対する回答について

標記について、貴省からの 5 月 29 日付け意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

4 別表第 1 号等の指定権について

ア 貴室とのこれまでの調整経緯を踏まえ、新法第 3 条第 1 項第 1 号に基づき、別表第 1 号を使って「別表第 1 号に掲げる事項についての外国政府等との交渉の内容又は交渉・協力の方針」を独自の判断で特定秘密に指定できるのは、防衛省（極一部について、例外的に内閣官房）のみであると理解しており、貴室においても同じ理解と承知しております。この理解に変わりはないですか。

（回答）本法第 3 条第 1 項に基づき特定秘密を指定するに際して、防衛に関して重要かどうかは、貴省と防衛政策を含めた重要政策の総合調整等をつかさどる内閣官房しか判断できないということではないか（平成 24 年 4 月 25 日の内閣法制局担当参事官の指摘）という点については、今回貴省に協議している同項及び別表の修正によって変更が生じるわけではありません。

イ 防衛省が、別表第 3 号を使って「別表第 1 号に掲げる事項についての外国政府等との交渉の内容又は交渉・協力の方針」を「防衛」又は「その他の安全保障等」の観点から特定秘密に指定する場合は、貴室とのこれまでの調整経緯を踏まえ、防衛省の独自の判断で指定する権限が与えられると理解しますが、この理解でよろしいですか。

（回答）ご指摘の「防衛省の独自の判断で指定する権限」が何かは明らかではありませんが、貴省が第 3 条第 1 項第 3 号の「防衛」の観点から「別表第 1 号に掲げる事項についての外国の政府等との交渉の内容又は交渉・協力の方針」を指定する場合、貴省は防衛に関して重要かどうかを判断できると考えます。他方、同号の「防衛」以外の「安全保障等」の観点から特定秘密に指定する場合には、貴省以外の省庁も、その所掌事務に基づいて「安全保障等に著しく支障を与えるおそれがある」か否かを判断することは可能であると考えます。

なお、いずれの場合であっても当該事項が、貴省と他省庁との間での共有事項である場合には協議を行うことが必要となります。

（再質問）本法第 3 条第 1 項第 3 号の「防衛」の観点から「別表第 1 号に掲げる事項についての外国政府等との交渉の内容又は交渉・協力の方針」を特定秘密に指定するに際しても、防衛に関して重要かどうかは防衛省しか判断できないと理解してよろしいですか。

(回答) ご指摘の場合についても、平成 25 年 5 月 27 日付け貴省質問 4 のアへの当方回答
(平成 25 年 5 月 28 日付け) のとおりです。

ウ 他方、他省庁が、別表第 1 号はもとより、別表第 3 号を使って「別表第 1 号に掲げる事項についての外国政府等との交渉の内容又は交渉・協力の方針」を「防衛」又は「その他の安全保障等」の観点から特定秘密に指定する場合についても、貴室とのこれまでの調整経緯を踏まえ、防衛省の判断を求めなければ指定することができないと理解しますが、この理解でよろしいですか（もし、他省庁も当該事項について独自の判断で指定できるようになった場合、部隊行動等に支障を及ぼす結果となり、あるいは、防衛省に伝達等されていない当該事項に関する情報等が防衛省に伝達等されなくなる等のおそれがあることから、従来から、貴室に申し上げているところ。）。

(回答) 他省庁が、第 3 条第 1 項第 1 号又は第 3 号の「防衛」の観点から「別表第 1 号に掲げる事項についての外国の政府等との交渉の内容又は交渉・協力の方針」を指定する場合、内閣官房が指定する一定の場合を除き、別表第 1 号に掲げる事項についてのものである以上、貴省においても保有している事項であると考えられ、貴省は当該他省庁から共有事項として協議を受けるものと考えられます。他方、同号の「防衛」以外の「安全保障等」の観点から特定秘密に指定する場合には、当該他省庁の所掌事務に基づいて、「安全保障等に著しく支障を与えるおそれがある」か否か判断されるものであり、「我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがある」か否かとは、判断の観点が異なります。したがって、「別表第 1 号に掲げる事項についての外国の政府等との交渉の内容又は交渉・協力の方針」であることのみをもって、貴省に協議が必要とは解することはできないと考えられます。しかしながら、当該事項は、別表第 1 号に掲げる事項についてのものである以上、貴省においても保有している事項であると考えられ、当該他省庁が第 3 条第 1 項第 3 号の規定により指定をする場合、共有事項として貴省は当該他省庁から協議を受けるものと考えられます。

(意見) 他省庁が、本法第 3 条第 1 項第 1 号又は第 3 号の「防衛」の観点から「別表第 1 号に掲げる事項についての外国の政府等との交渉の内容又は交渉・協力の方針」を特定秘密に指定する場合は、それを防衛省と共有していない場合であっても、事前に防衛省と協議していただくよう、特定秘密の運用に当たっては、この点を十分徹底していただきたい（もし、他省庁も当該事項について単独で指定できるようになった場合、部隊行動等に支障を及ぼす結果となり、あるいは、防衛省に伝達等されていない当該事項に関する情報等が防衛省に伝達等されなくなる等のおそれがあることから、従来から、貴室に申し上げているところ。）。

(回答) 本法において、行政機関の長がある事項を特定秘密に指定する際、他の行政機関との協議を要するのは、当該事項が共有事項である場合のみであることから、ご指摘の点は、必ずしも本法の運用の問題というわけではないと思われませんが、国の行政機関は、相互調整・連絡を図るとともに、一体として行政機能を発揮するようすべきこと（国家行政組織法第 2 条第 2 項）は当然であることから、留意して参り

ます。

7 「これら事項については、個別の防衛やテロリズム防止等の観点に加え、安全保障等の観点から総合的な判断の下に行われるものである」とありますが、これは、「別表第1号に掲げる事項についての外国政府等との交渉の内容又は交渉・協力の方針」は、例えば「防衛」の観点からだけでは特定秘密に指定し得ないから、「総合的な判断の下に行われる」と記述されたのでしょうか。

(回答) 外国の政府等との交渉・協力においては、第1号又は第2号に掲げる事項は、個別の防衛やテロリズム防止等の観点だけでなく、当該交渉・協力におけるその他の観点も踏まえた全体的な観点から判断されることがあるためです。その趣旨を明確にするため、「別表第3号に規定する事項について(案)」ペーパーの2の関係部分を青字見え消し部のとおり修正しました。

(再質問) 今回修正された「別表第3号に規定する事項について(案)」の2において「また、外国政府等との交渉・協力の内容・方針で、別表第1号又は第2号に掲げる事項に該当するものは、…安全保障等の観点から総合的な判断の下に交渉・協力が行われることがある」とあることから、基本的には、防衛省が、本法第3条第1項第3号の「防衛」の観点で別表第3号に掲げる「別表第1号に掲げる事項についての外国の政府等との交渉の内容又は交渉・協力の方針」(共有事項でないもの)を特定秘密に指定する場合は、単独でこれを指定できると理解してよろしいですか。

(回答) 本法においては、当該事項が他の行政機関との共有事項である場合でなければ、貴大臣は当該事項を特定秘密に指定するに際して他の行政機関の長との協議を行う必要はありません。

(以上)

回答の送付について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年5月29日 15:30

宛先: 丸山 洋平(安本室)

1 法案の第3条第3号では、「我が国の防衛、テロリズム防止等その他の安全保障等に」と規定されているところ、「安全保障等」の概念の中には「防衛」と「テロリズム対処等」は含まれ、別表第1号と別表第2号に規定されていない「安全保障等」に関わる事項が別表第3号に規定されているという理解で正しいでしょうか。つまり、この法案が対象とする秘密とすべき事項の範囲は、防衛、公共の秩序、外交の3分野ではなく、「安全保障等」の1分野(その内訳として、防衛、テロリズム防止等、前2者以外の安全保障等の3分類)になったとの理解で正しいでしょうか。

(回答) 本法案が対象とする事項の範囲は、防衛、テロリズム防止等及び安全保障等です。

2 ご回答と法制局との議論経緯資料を拝見したのですが、「外交に関する事項」の内側にあった「我が国の安全保障等」を具体的かつ詳細に規定すべきとの議論が法制局となされる中で「安全保障等」という概念が建てられた一方、別表第3号に規定すべき事項の対象をなぜ「外交に関する事項に限定する必要がない」という判断に至ったのか、そのつながり(あるいは、つながりはない別途の議論だったのか)がよく分からなかったのですが、「外交に関する事項に限定する必要がない」という判断の経緯をご教示願えないでしょうか。

(回答) 国及び国民の安全の確保という観点から修正前の「我が国の安全保障等」を具体的かつ詳細に規定することを検討したところ、防衛又はテロリズム防止等のほか、そのような観点から秘匿することが必要となる事項は「外交に関する事項」に限られるものではないとの結論に至ったものです。

3 また、別表第3号に既定すべき事項は外交に関する事項に限定する必要がないと判断されたとのことですが、「秘密保全のための法制のあり方について(報告書)」(平成23年8月8日)において記述されている「秘密とすべき事項の範囲」(①国の安全、②外交、③公共の安全及び秩序の維持)との関係では、特に範囲が広がっている訳ではないとの理解でしょうか。

(回答) 当方としては、従来から、当該報告書を参考としつつ法案化作業を行っておりますが、法案の条文においては、必ずしも報告書の文言のとおり規定しているわけではありません。

4 ご回答から、別表第3号の「ハ」に掲げられた「措置の方針」(あるいは「措置又はその方針」)との規定により、多岐にわたる措置が読み得るものであることは理解いたしました。他方、別表第3号に掲げられた事項のうち、「ヘ」だけが引き続き外交の用に供するものだけに対象を限定していますが、「安全保障等」について「典型的に秘匿する必要性が高いと認められる事項」を規定するのであれば、「防衛の用」「テロリズム防止等の用」「外交の用」以外の暗号についても指定の対象とすべきとの議論もあり得るところです。法制局との話の中でそのような議論があったのでしょうか。また、仮に、今般、「ヘ」について、例えば「安全保障等の用に供する暗号」とすべきとの意見を出させていただく場合、何か法制上の問題を生じますでしょうか。

(回答) 貴職において、別表第3号への文言を修正する必要があるような暗号があるのであれば、早急にお知らせ頂ければと思います。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[Redacted]

[Redacted]

Tel 03-5253-2111 (内線 [Redacted])

[Redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

防衛省 担当者 殿

事務連絡

平成25年5月30日

内閣情報調査室

「秘密保全法制に係る意見等の提出について」に対する回答について

標記について、貴省からの5月30日付け意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

- (5/28付防衛省意見) 他省庁が、本法第3条第1項第1号又は第3号の「防衛」の観点から「別表第1号に掲げる事項についての外国の政府等との交渉の内容又は交渉・協力の方針」を特定秘密に指定する場合は、それを防衛省と共有していない場合であっても、事前に防衛省と協議していただくよう、特定秘密の運用に当たっては、この点を十分徹底していただきたい(もし、他省庁も当該事項について単独で指定できるようになった場合、部隊行動等に支障を及ぼす結果となり、あるいは、防衛省に伝達等されていない当該事項に関する情報等が防衛省に伝達等されなくなる等のおそれがあることから、従来から、貴室に申し上げているところ。)
- (5/29付貴室回答) 本法において、行政機関の長がある事項を特定秘密に指定する際、他の行政機関との協議を要するのは、当該事項が共有事項である場合のみであることから、ご指摘の点は、必ずしも本法の運用の問題というわけではないと思われませんが、国の行政機関は、相互調整・連絡を図るとともに、一体として行政機能を発揮するようにすべきこと(国家行政組織法第2条第2項)は当然であることから、留意して参ります。
- (今回の防衛省意見) 当省としては、従来から申し上げているとおり、他省庁が、防衛省と事前に協議することなく、本法第3条第1項第1号又は第3号の「防衛」の観点から「別表第1号に掲げる事項についての外国の政府等との交渉の内容又は交渉・協力の方針」を特定秘密に指定することになれば、結果として、我が国の防衛政策や部隊行動等に支障等を及ぼすおそれがあると考えています。
- このことは、当省としては、本法の運用上の問題と考えておりますので、今後も、十分に留意していただくとともに、本法の施行に当たり、本法のガイドラインやマニュアル等において、関係省庁に対し、上記の防衛省との協議手続を周知徹底していただきたい。
- (回答) 今後も十分留意の上、検討してまいりたい。